

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年9月10日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本3資産ファンド 安定コース 日本3資産ファンド 成長コース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年9月11日から平成31年3月8日まで) 日本3資産ファンド 安定コース 5,000億円を上限とします。 日本3資産ファンド 成長コース 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本３資産ファンド 安定コース

日本３資産ファンド 成長コース

（以下、上記を総称して「日本３資産ファンド」または「日本３資産ファンド〔安定コース・成長コース〕」、各々を「ファンド」または「安定コース」、「成長コース」ということがあります。）

ただし、「日本３資産ファンド」の愛称として「円のめぐみ」という名称を用いることがあります。

なお、以下の記載は、特に断りのない限りすべて各ファンドに独立して適用される共通の内容です。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのもので（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、3.24%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(8%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間の乗換え(以下「スイッチング」といいます。)の場合は、申込手数料はかかりません。

スイッチングとは、現在保有しているファンド(安定コースまたは成長コース)を換金(解約請求)すると同時に他のファンド(安定コースまたは成長コース)の取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更は受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。

(6)【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

平成30年9月11日から平成31年3月8日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

販売会社によっては「安定コース」もしくは「成長コース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行

株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各資産への基本配分比率の異なる「日本3資産ファンド 安定コース」と「日本3資産ファンド 成長コース」の2本のファンドから構成され、各ファンド間のスイッチングが可能な追加型株式投資信託です。

MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンド 受益証券およびMHAM J-REITマザーファンド受益証券（以下、各々を「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券^{*}への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

* 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。（以下同じ。）

<ファンドの特色>

1. 国内の3つの資産（株式、公社債、J-REIT）へ分散投資を行います。
 - ・国内資産にのみ投資しますので、為替変動リスクはありません。
2. 「安定コース」「成長コース」からご選択いただけ、いつでも無手数料でスイッチング（乗換え）が可能です。
 - ・3つの資産への基本配分比率が異なる2コースからお選びいただけます。
3. 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、原則として安定した収益分配を行うことを目指します。

「原則として利子・配当収入相当分を中心に、安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

各ファンドは、それぞれ5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

- ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
---------	--------	------------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	国内	不動産投信
	海外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	
その他資産 (投資信託証券)	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・不動産投信)/資産配分固定型」です。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
-------------------	---

資産複合 (株式・債券・不動産投 信) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 各ファンドは、主としてマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行います。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

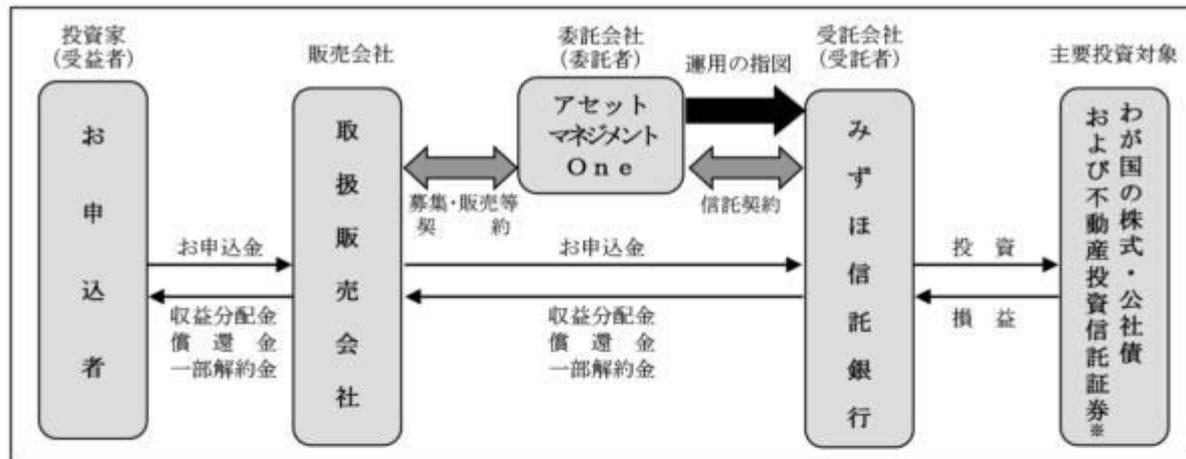
(注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券および不動産投信(不動産投資信託証券)を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年12月28日	信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成28年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

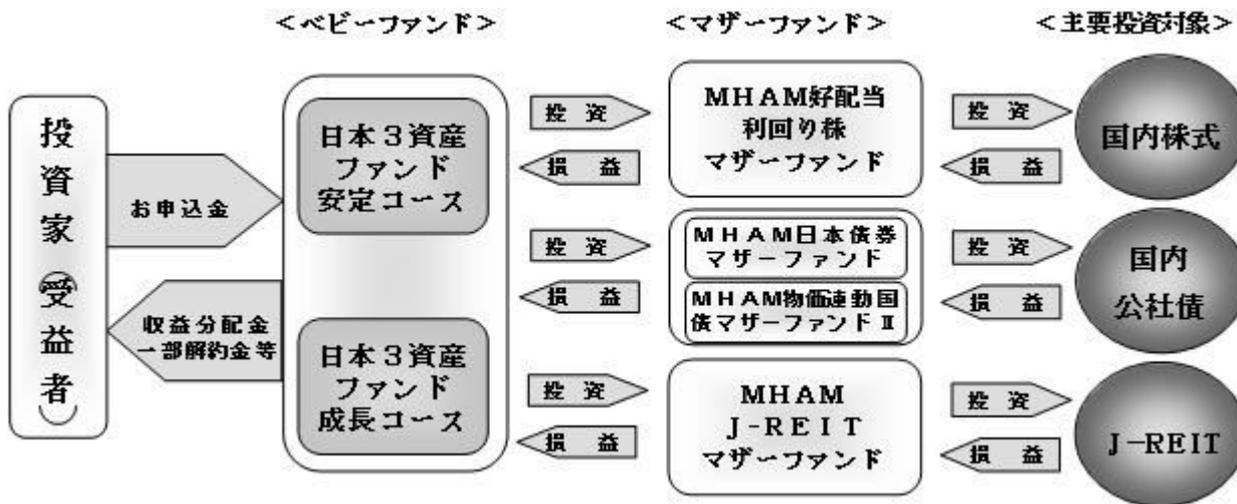
受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※ 主要投資対象であるわが国の株式、公社債および不動産投資信託証券には、主として、MHAM好配当利回り株マザーファンド、MHAM日本債券マザーファンド、MHAM物価連動国債マザーファンドⅡおよびMHAM J-REITマザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「MHAM好配当利回り株マザーファンド」、「MHAM日本債券マザーファンド」、「MHAM物価連動国債マザーファンド」および「MHAM J-REITマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式・公社債・不動産投資信託証券（J-REIT）等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億円（平成30年6月末日現在）

2. 会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からDIAMアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に變更

3. 大株主の状況（平成30年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1: A種種類株式（15,510株）を含みます。

2: 普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命

ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1. 主要投資対象

各ファンドは、MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンド 受益証券およびMHAM J-REITマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券等に直接投資することがあります。

2. 投資態度

a. 各ファンドは、主として、MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンド 受益証券およびMHAM J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

b. 各ファンドにおける各マザーファンド受益証券への投資配分については、後記「各ファンドの投資プロセス 1. 各マザーファンドへの投資配分比率」に記載の配分比率で行うことを基本とします。

c. 各ファンドにおけるマザーファンド受益証券への投資比率は、高位を維持することを基本とします。

d. 「成長コース」における非株式(株式以外の資産)への実質投資割合 は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われなことがあるあります。

各ファンドの投資プロセス

1. 各マザーファンドへの投資配分比率

各ファンドの、各マザーファンドへの投資配分は、原則として、以下の比率を基本とします。

(上段は基本配分比率、下段は調整範囲)

マザーファンド	主要投資対象	安定コース	成長コース
MHAM好配当利回り株マザーファンド	わが国の株式	30%	50%
		± 5%	± 10%
MHAM日本債券マザーファンドおよび	わが国の公社債	40%*	20%*

びMHAM物価連動国債マザーファンド		±10%*	±5%*
MHAM J-REITマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券	30%	30%
		±5%	±5%

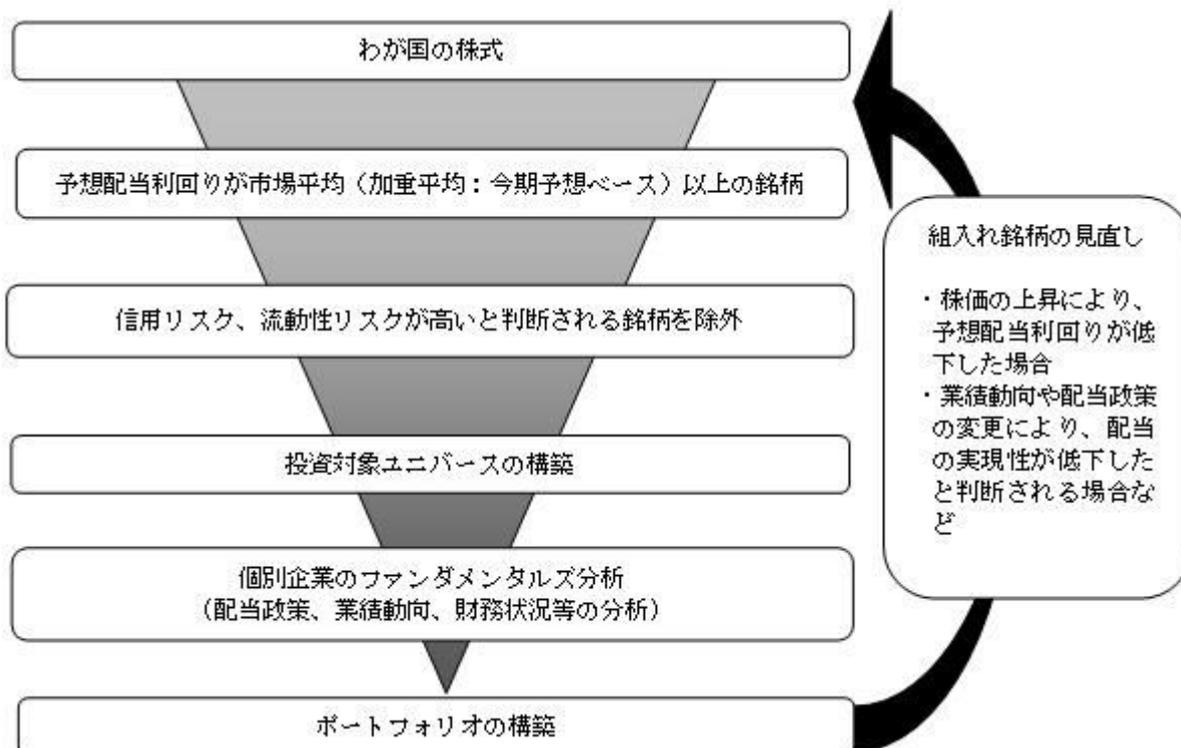
各マザーファンドへの投資配分（わが国の公社債を主要投資対象とするマザーファンドについては、2つのマザーファンドの合計比率）については、原則として上記の基本配分比率とします。ただし、追加設定・解約などの各ファンドの資金状況および各マザーファンドを通じて投資を行う各資産の市況動向等によっては、基本配分比率に対し、調整範囲内で投資配分比率を調整する場合があります。

基本配分比率へのリバランスは随時行います。

* MHAM日本債券マザーファンドおよびMHAM物価連動国債マザーファンドへの配分はその合計比率において上記の比率により投資・調整するものとし、その配分比率の内訳は、マクロ経済分析、わが国の物価連動国債市場分析等を基に決定します。ただし、MHAM物価連動国債マザーファンドへの配分比率は、MHAM日本債券マザーファンドへの配分比率を原則として上回りません。（配分比率の内訳については今後変更となる場合があります。）

2. 各マザーファンドの投資プロセス

< MHAM好配当利回り株マザーファンドが行うわが国の株式への投資プロセス >



1. わが国の株式を対象に、予想配当利回りが東京証券取引所第一部の市場平均(加重平均、今期予想ベース)以上の銘柄を選びます。
2. 財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。さらに、平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。
3. 1. および2. のプロセスを経て絞り込まれた銘柄群を投資対象ユニバースとして、下記の点を勘案しつつ、高水準かつ安定的な配当が予想される銘柄を厳選し投資します。
 - a. 企業業績動向等に留意し、安定的な配当が継続される（減配・無配転落リスクが小さい）と判断

できる銘柄。

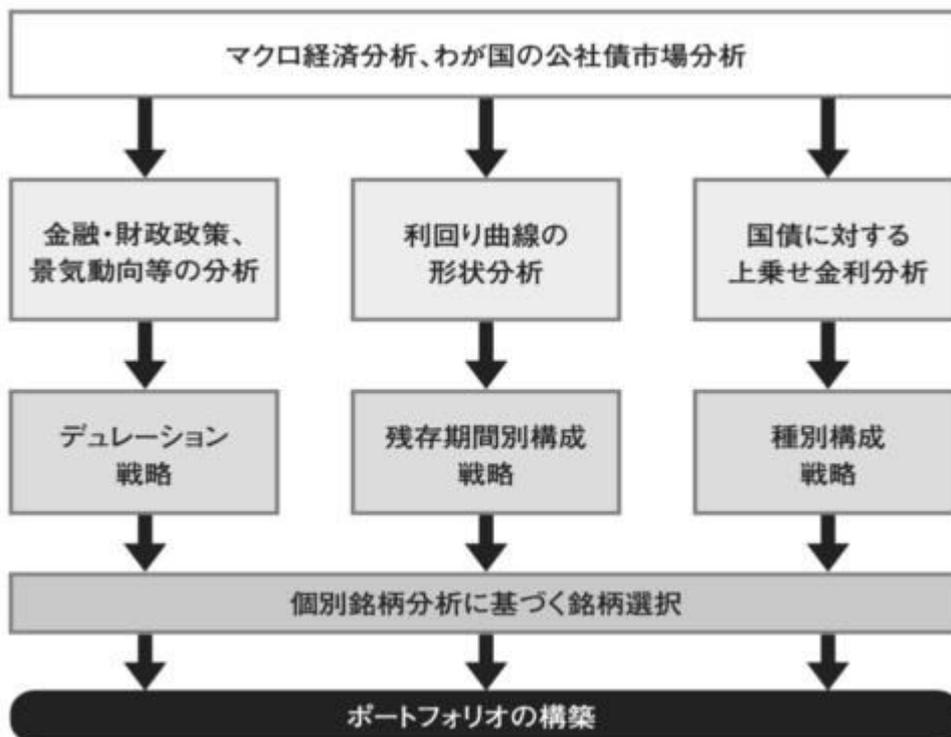
- b．今後、増配が期待できる銘柄。
- c．財務内容が健全であると判断できる銘柄。
- d．流動性がある（円滑な売買取引が可能）と判断できる銘柄。

4．十分な銘柄分散に留意しつつ、ポートフォリオを構築します。

5．4．で構築されたポートフォリオの組入れ銘柄のうち、株価の上昇により予想配当利回りが低下した銘柄や、業績動向、配当政策の変更により、配当の実現性が低下したと判断される銘柄などは、当該銘柄を売却し新たな組入れ銘柄の選別を行います。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

<MHAM日本債券マザーファンドが行うわが国の公社債への投資プロセス>

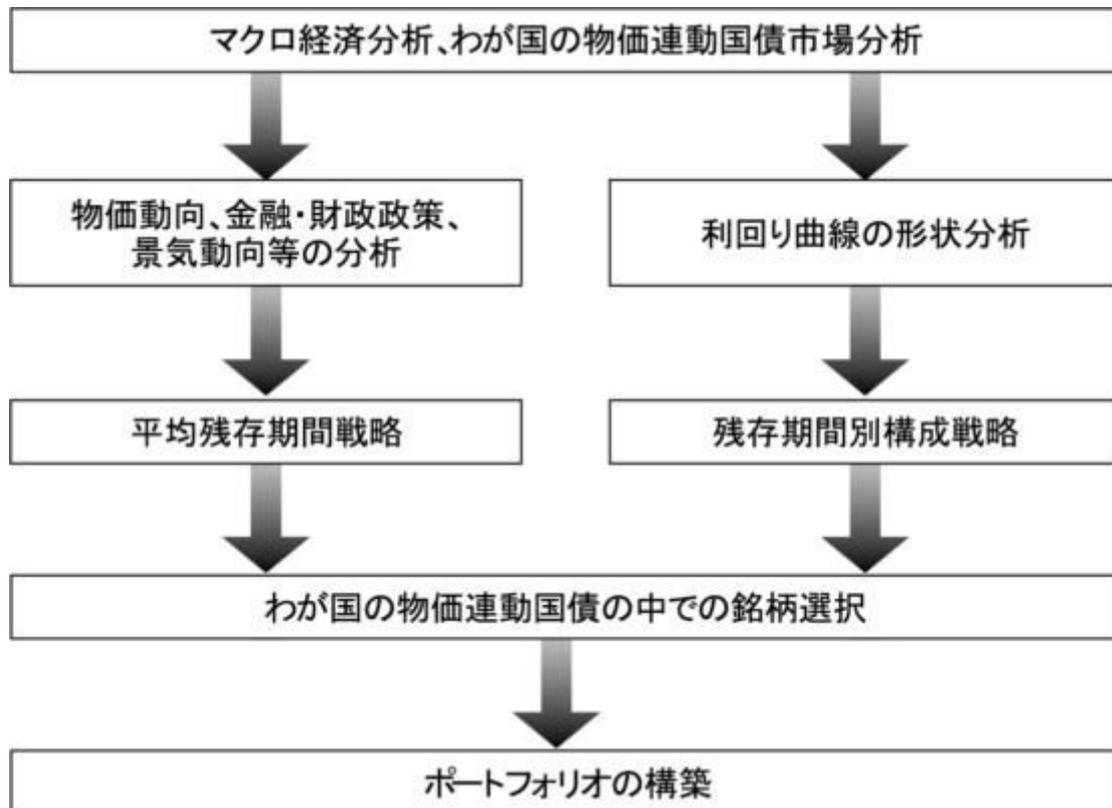


- 1．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
- 2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか=金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
- 3．以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当マザーファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

当マザーファンドは、原則として、BBB格相当以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

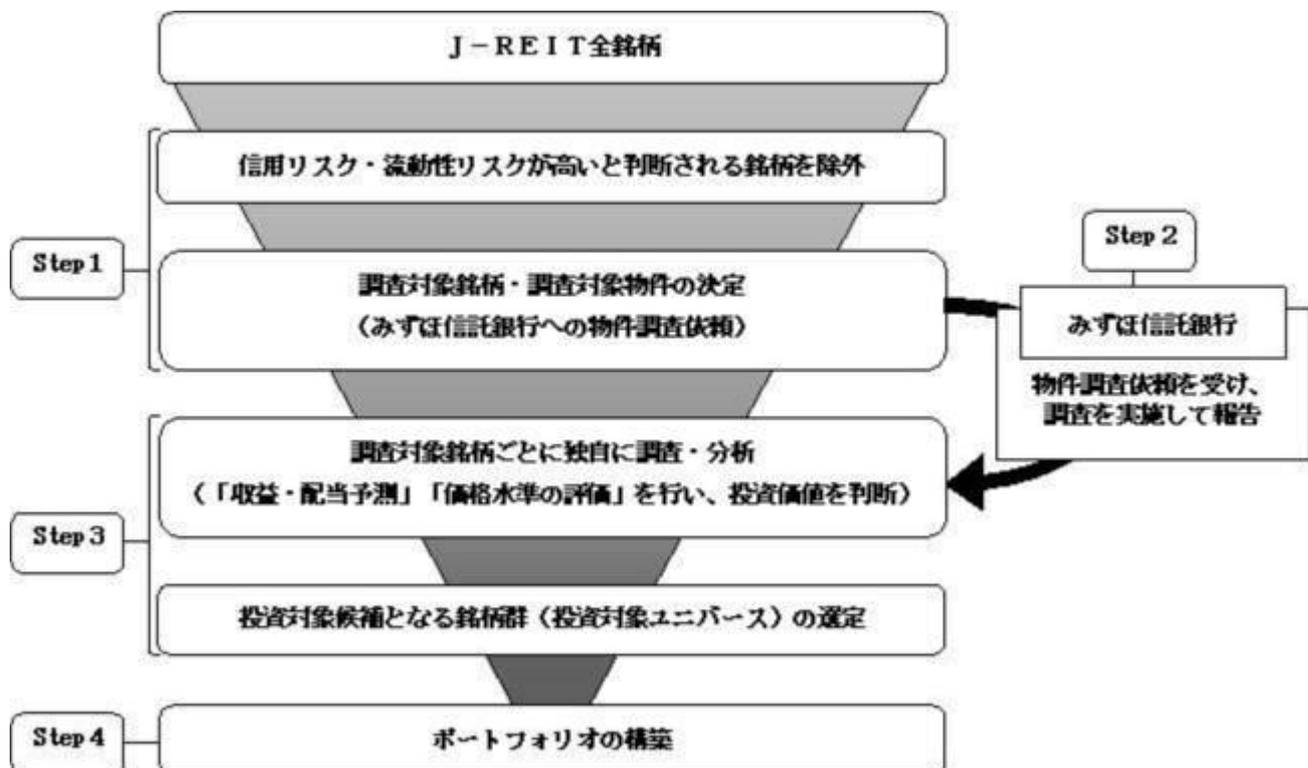
< MHAM物価連動国債マザーファンド が行うわが国の公社債への投資プロセス >



- 1．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
- 2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略(組入公社債の平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの物価連動国債に投資の重点を置くか)を策定します。
- 3．以上のプロセスにより決定された戦略を基に、当マザーファンドに組み入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

< MHAM J-REITマザーファンドが行うわが国の不動産投資信託証券への投資プロセス >



Step 1 . 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、財務データ分析等に基づき、不動産投資信託証券（J-REIT）の各銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。また、各銘柄の時価総額や平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

委託会社は、こうして決定された調査対象銘柄が保有する不動産物件のうち、調査を要すると判断される物件を特定し、みずほ信託銀行に調査を依頼します。

Step 2 . 依頼を受けたみずほ信託銀行では、原則として個別物件ごとに調査を実施して、これを委託会社に報告します。

Step 3 . みずほ信託銀行からの調査報告も参考にし、委託会社は当マザーファンド運用チームにて独自に各調査対象銘柄の調査・分析を実施し、収益・配当予測を行います。また、各銘柄の理論価格を算出して現在の価格と比較することも含め、各種指標に基づく価格水準の評価を行います。なお、こうした価格水準の評価には、委託会社独自の分析手法を用います。

以上の組織的なプロセスを経て、委託会社は、各銘柄の投資価値を判断し、投資対象候補となる銘柄群(投資対象ユニバース)を選定します。

Step 4 . 当マザーファンド運用チームは主に投資対象ユニバースの中から、配当の水準・安定性等を勘案して組入銘柄を選択し、銘柄ごとの組入比率を決定した上で、ポートフォリオを構築します。

みずほ信託銀行は、委託会社と締結した投資助言契約に基づき、委託会社に対し、不動産投資信託証券が投資する不動産(投資予定の不動産を含みます。)に関し委託会社と合意した物件を調査の上、当該不動産の価値に関する助言を継続的に行います。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りません。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、1. から4. までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託(総称し、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および5. から26. までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. MHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券
2. MHAM日本債券マザーファンド受益証券
3. MHAM物価連動国債マザーファンド 受益証券
4. MHAM J-REITマザーファンド受益証券
5. 株券または新株引受権証券
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人が発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
12. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
13. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から15. の証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい

ます。ただし、1. から4. に定めるものを除きます。)

18. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの

なお、5.の証券または証書、16.ならびに21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券および16.ならびに21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.の証券および18.の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

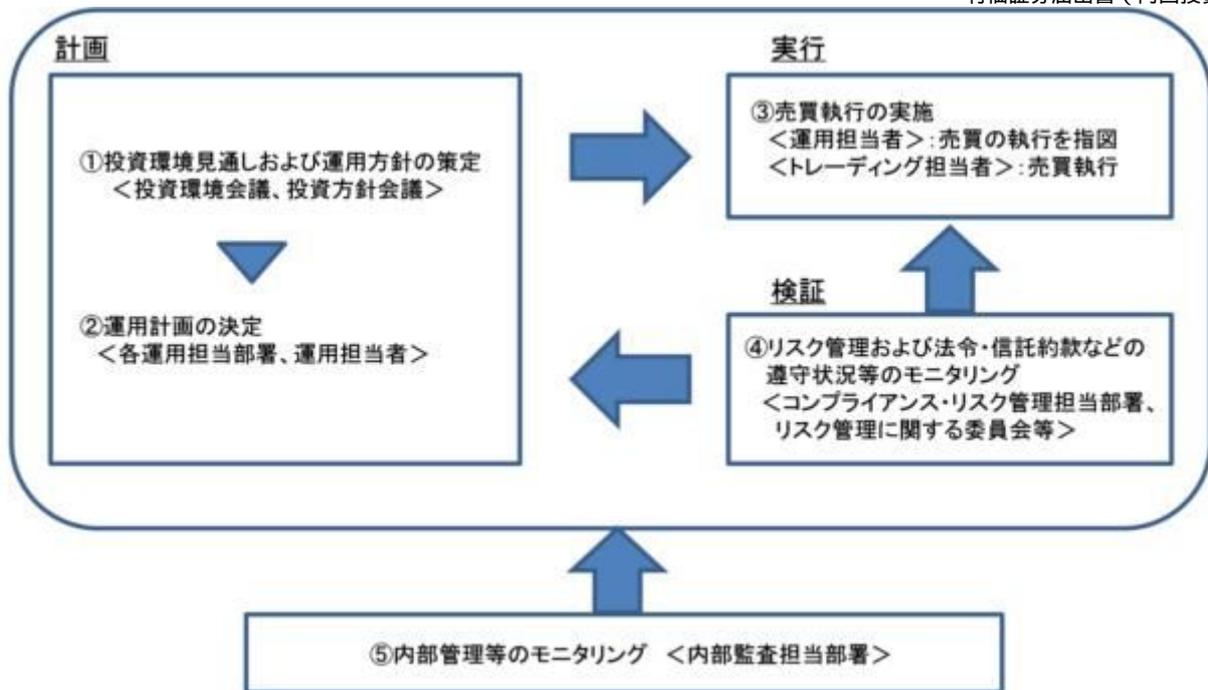
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

第3期以降の毎決算期末(原則として毎月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。)等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として利子・配当収入相当分を中心に安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行う基本方針のもと、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
「原則として利子・配当収入相当分を中心に、安定した収益分配を行うとともに、売買益等についても継続的に分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に対し、お支払いします。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

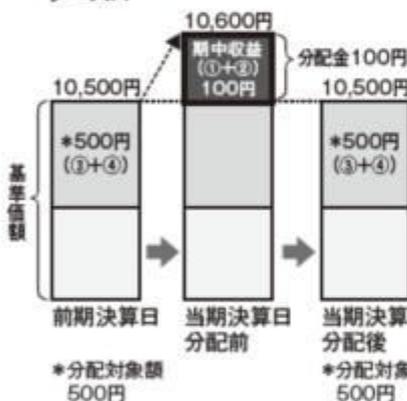
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

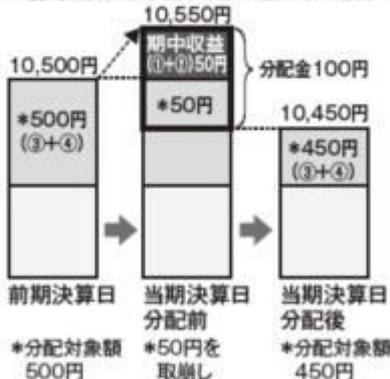
ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

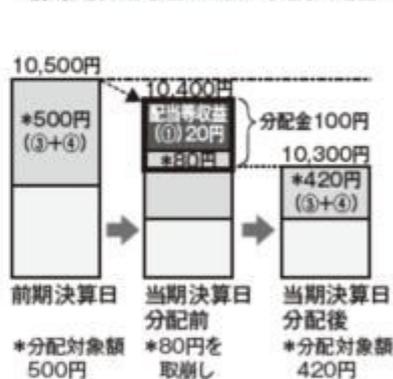
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

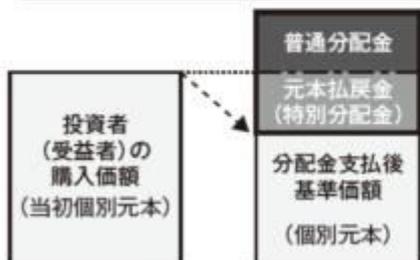
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

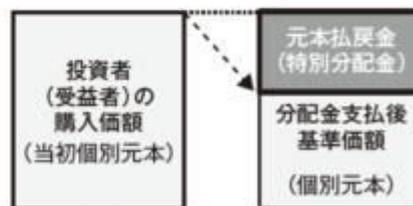
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（5）【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限、約款第22条、約款第25条および約款第26条)

「安定コース」

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額または信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

「成長コース」

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

「成長コース」

非株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の75を超えないものとします。

以下各コース共通

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券(約款第22条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資割合は、マザーファンド受益証券およびMHAM J-REITマザーファンドが組み入れる投資信託証券を除く実質投資割合において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

転換社債等(約款第27条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第28条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第28条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（以下同じ。）
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の

提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引（約款第31条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付（約款第32条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第33条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます

す。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- 2．前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第40条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b．法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

参考 各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

「MHAM好配当利回り株マザーファンド」

1．基本方針

この投資信託は、株式への投資により、高水準の配当収入の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場されている株式および店頭登録されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の株式(金融商品取引所上場および店頭登録)のうち、予想配当利回りが市場平均と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資を行い、高水準の配当収入の確保を図るとともに、中長期的な株価の値上がり益の獲得を目指します。

銘柄の選定にあたっては、業績動向、財務内容の健全性、流動性等に留意し、今後安定的な配当が予想され、かつ、円滑な売買取引が可能と判断される銘柄を中心に選別します。

株式への投資比率は、原則として高位を維持します。

非株式(株式以外の資産)への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は約款第23条の規定の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第24条の規定の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第25条の規定の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「MHAM日本債券マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI総合を、中・長期的に上回る運用成果を目指します。

「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。同指数の知的財産権その他

一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

原則として、BBB格相当(法令で定める信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。))から取得したもの)以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

マクロ経済および市場動向を分析した上で、デュレーション分析、個別銘柄分析等を行い投資戦略を決定します。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第15条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第16条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「MHAM物価連動国債マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

物価連動国債を中心とした公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。

物価連動国債の発行状況によっては、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。

公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

市況動向やファンドの資金事情等(わが国の物価連動国債の新規発行が停止され、新たな発行が行われない状態である場合を含みます。)によっては、上記のような運用ができない場合があります。

す。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「MHAM J - REITマザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場している（上場予定を含みます。）不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資信託証券（（投資法人および外国投資法人の投資証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。））。以下同じ。）以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所および金融商品取引所に準ずる市場に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

不動産投資信託証券への投資にあたっては、各銘柄の信用リスク、流動性リスク等を勘案した上で、各銘柄の収益・配当等の予想に基づき、銘柄選択を行います。

不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本とします。

市場動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総

額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主としてMHAM好配当利回り株マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM物価連動国債マザーファンド 受益証券およびMHAM J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドでは、わが国の株式、公社債および不動産投資信託証券に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

また、各ファンドはわが国の株式への投資に際して、主として配当利回りが高いと予想される銘柄に投資を行いますので、業種配分等の構成比率がわが国の株式市場における構成比率と大きく異なる場合があります。そのため、各ファンドの株式運用部分の値動きは、わが国の株式市場の全体の動き(例えば、東証株価指数など)とは大きく異なることがあります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、各ファンドが投資する不動産投資信託証券の発行体が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該不動産投資信託証券の発行体の利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは各ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。金利変動は、株式・公社債・不動産投資信託証券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託が保有する不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが投資する株式の発行企業および不動産投資信託証券や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

物価連動国債にかかる物価変動リスク

物価連動国債にかかる物価変動リスクとは、物価変動により、物価連動国債の価格が変動するリスクをいいます。

物価の上昇は、各ファンドが投資する物価連動国債の価格にプラスの影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を上昇させる要因となります。一方、物価の下落は、各ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債・不動産投

資信託証券等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、各マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

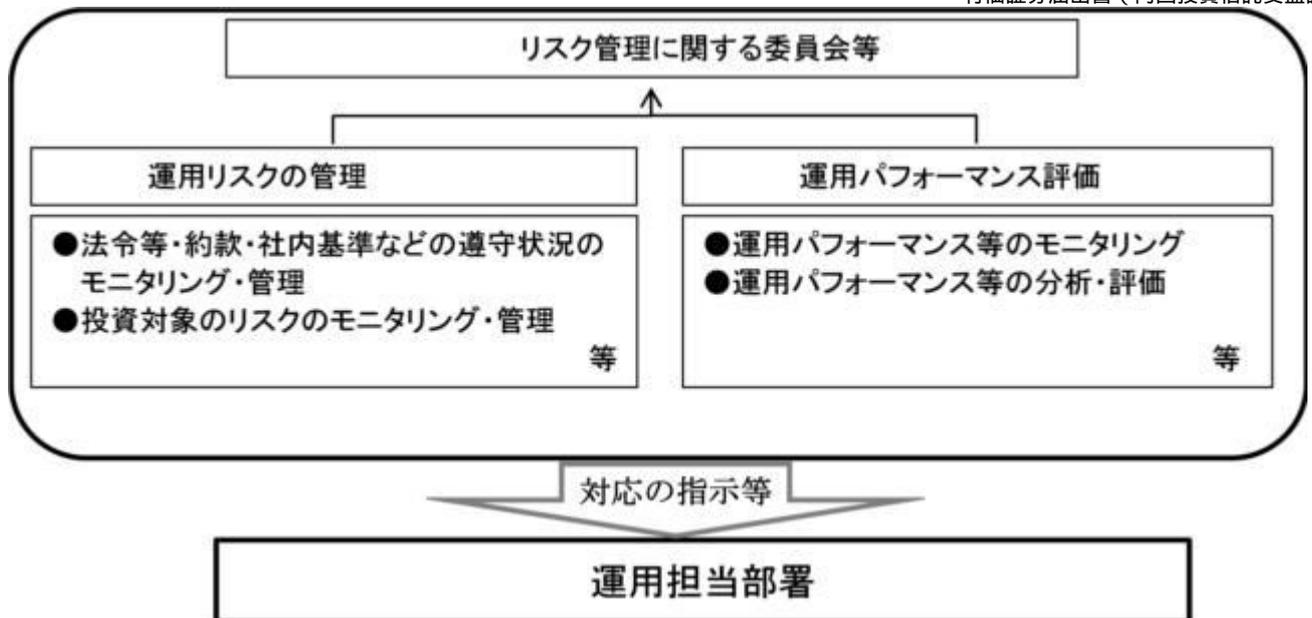
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



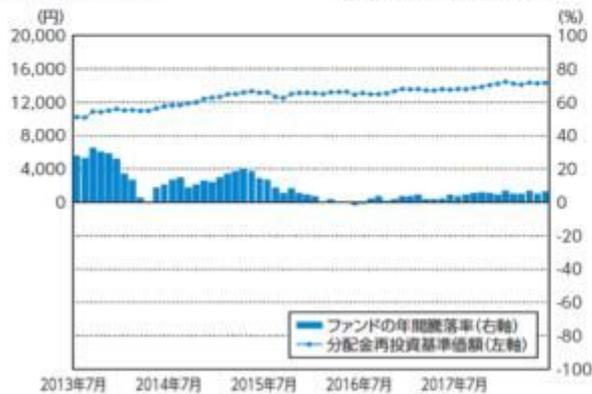
リスク管理体制は平成30年6月末日現在のものであり、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

安定コース

2013年7月～2018年6月



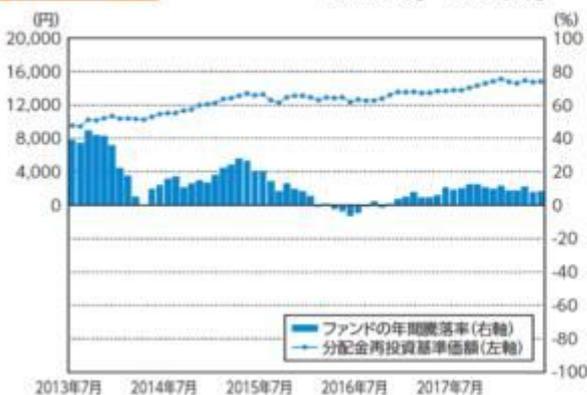
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2013年7月～2018年6月



成長コース

2013年7月～2018年6月



2013年7月～2018年6月



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)
 *年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2013年7月～2018年6月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものの平均・最大・最小を表示したものです。)
 *各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
 *代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債… NOMURA-BPI国債
 先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(前東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、3.24%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間の乗換え(スイッチング)の場合は、申込手数料はかかりません。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額にそれぞれ以下の率(信託報酬率)を乗じて得た額とします。

	信託報酬率 (年率)	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定コース	0.972% (税抜 0.90%)	0.40%	0.45%	0.05%
成長コース	1.080% (税抜 1.00%)	0.45%	0.50%	0.05%

投資助言契約に基づくみずほ信託銀行への報酬の支払いは、委託会社が行うものとし、信託財産中からは支弁しません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

各ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、各ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、各ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、各ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

上記 から の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（「安定コース」は配当控除の適用なし／「成長コース」は配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成30年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成30年 6月29日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っていません。

(1) 【投資状況】

日本3資産ファンド 安定コース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,906,120,255	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		62,905,451	2.11
合計(純資産総額)		2,969,025,706	100.00

日本3資産ファンド 成長コース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,132,198,520	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		91,823,356	2.17
合計(純資産総額)		4,224,021,876	100.00

(参考) MHAM好配当利回り株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	7,431,812,450	98.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		97,504,094	1.29
合計(純資産総額)		7,529,316,544	100.00

(参考) MHAM日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	4,406,447,130	81.83
社債券	日本	931,977,600	17.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,986,685	0.85
合計(純資産総額)		5,384,411,415	100.00

(参考) MHAM物価連動国債マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	572,011,250	96.35

現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,632,419	3.64
合計(純資産総額)		593,643,669	100.00

(参考)MHAM J-REITマザ-ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	77,640,571,500	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,134,777,928	1.44
合計(純資産総額)		78,775,349,428	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

日本3資産ファンド 安定コース

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM J-REITマザ- ファンド	270,674,198	3.1862	862,422,130	3.2527	880,421,963	29.65
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM好配当利回り株マザ- ファンド	212,847,954	4.1761	888,874,340	4.0602	864,205,262	29.10
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザ-ファンド	579,930,984	1.4007	812,309,330	1.4028	813,527,184	27.40
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM物価連動国債マザ-ファ ンド	282,600,379	1.2291	347,344,126	1.2313	347,965,846	11.71

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	97.88
合計		97.88

日本3資産ファンド 成長コース

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM好配当利回り株マザ- ファンド	499,136,512	4.1761	2,084,443,987	4.0602	2,026,594,066	47.97
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM J-REITマザ- ファンド	394,600,214	3.1862	1,257,275,201	3.2527	1,283,516,116	30.38

3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	410,888,883	1.4007	575,532,058	1.4028	576,394,925	13.64
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM物価運動国債マザーファン ド	199,539,847	1.2291	245,254,425	1.2313	245,693,413	5.81

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	97.82
合計		97.82

(参考)MHAM好配当利回り株マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	42,100	7,209.74	303,530,054	7,170.00	301,857,000	4.00
2	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通 信業	43,500	6,530.00	284,055,000	6,320.00	274,920,000	3.65
3	日本	株式	三菱商事	卸売業	87,100	3,071.91	267,563,667	3,078.00	268,093,800	3.56
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	50,200	5,735.76	287,935,152	5,036.00	252,807,200	3.35
5	日本	株式	三井住友フィナンシャル グループ	銀行業	56,500	4,792.01	270,748,565	4,306.00	243,289,000	3.23
6	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	384,400	797.44	306,535,936	631.10	242,594,840	3.22
7	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	79,600	3,102.49	246,958,890	3,031.00	241,267,600	3.20
8	日本	株式	関西電力	電気・ガ ス業	128,500	1,480.90	190,295,650	1,616.00	207,656,000	2.75
9	日本	株式	NTTドコモ	情報・通 信業	60,900	2,889.50	175,970,550	2,822.50	171,890,250	2.28
10	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	31,900	5,090.87	162,398,753	5,193.00	165,656,700	2.20
11	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	50,500	3,308.12	167,060,375	3,095.00	156,297,500	2.07
12	日本	株式	アイカ工業	化学	37,700	4,083.94	153,964,688	3,890.00	146,653,000	1.94
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	70,200	2,066.16	145,044,463	2,007.50	140,926,500	1.87
14	日本	株式	JXTGホールディ ングス	石油・石 炭製品	174,500	712.31	124,298,661	770.20	134,399,900	1.78
15	日本	株式	メイテック	サービ ス業	24,100	5,895.04	142,070,643	5,320.00	128,212,000	1.70
16	日本	株式	ツバキ・ナカシマ	機械	44,100	2,682.92	118,316,772	2,611.00	115,145,100	1.52
17	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・ 土石製品	35,800	3,040.67	108,855,986	3,160.00	113,128,000	1.50
18	日本	株式	安藤・間	建設業	111,000	950.30	105,484,356	1,008.00	111,888,000	1.48
19	日本	株式	積水ハウス	建設業	55,200	2,009.39	110,918,482	1,960.00	108,192,000	1.43
20	日本	株式	野村不動産ホールディ ングス	不動産業	44,000	2,737.20	120,437,140	2,458.00	108,152,000	1.43
21	日本	株式	TOKAIホールディ ングス	卸売業	96,900	1,010.25	97,894,059	1,072.00	103,876,800	1.37
22	日本	株式	MS&ADインシ ュアランスグル ープホール ディングス	保険業	29,900	3,488.25	104,298,675	3,444.00	102,975,600	1.36

23	日本	株式	第一三共	医薬品	24,000	2,762.50	66,300,000	4,237.00	101,688,000	1.35
24	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	60,200	1,742.25	104,883,702	1,689.00	101,677,800	1.35
25	日本	株式	熊谷組	建設業	26,000	3,196.25	83,102,500	3,890.00	101,140,000	1.34
26	日本	株式	双日	卸売業	245,900	325.00	79,917,500	402.00	98,851,800	1.31
27	日本	株式	丸紅	卸売業	116,600	870.63	101,515,458	845.10	98,538,660	1.30
28	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	21,300	4,543.64	96,779,532	4,393.00	93,570,900	1.24
29	日本	株式	ベルシステム24ホールディングス	サービス業	48,300	1,455.59	70,304,997	1,933.00	93,363,900	1.24
30	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	19,500	4,510.74	87,959,474	4,678.00	91,221,000	1.21

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	5.86
		食料品	2.07
		繊維製品	0.53
		化学	4.74
		医薬品	5.86
		石油・石炭製品	1.78
		ゴム製品	0.62
		ガラス・土石製品	2.18
		鉄鋼	0.30
		金属製品	0.63
		機械	2.85
		電気機器	6.50
		輸送用機器	7.94
		電気・ガス業	3.93
		空運業	0.93
		情報・通信業	14.50
		卸売業	12.26
		小売業	3.24
		銀行業	8.35
		証券、商品先物取引業	2.45
保険業	3.56		
その他金融業	1.00		
不動産業	1.68		
サービス業	4.84		
合計			98.70

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第383回利付 国債(2年)	1,322,000,000	100.45	1,327,971,230	100.34	1,326,521,240	0.1	2019年12 月15日	24.63
2	日本	国債証券	第345回利付 国債(10年)	310,000,000	100.51	311,598,960	101.01	313,152,700	0.1	2026年12 月20日	5.81
3	日本	国債証券	第150回利付 国債(20年)	264,000,000	115.73	305,527,200	116.92	308,674,080	1.4	2034年9 月20日	5.73
4	日本	国債証券	第153回利付 国債(20年)	246,000,000	113.93	280,267,800	115.40	283,884,000	1.3	2035年6 月20日	5.27
5	日本	国債証券	第126回利付 国債(20年)	224,000,000	123.44	276,505,600	123.08	275,703,680	2	2031年3 月20日	5.12
6	日本	国債証券	第127回利付 国債(5年)	255,000,000	100.64	256,650,300	100.61	256,560,600	0.1	2021年3 月20日	4.76
7	日本	国債証券	第163回利付 国債(20年)	244,000,000	100.93	246,275,160	102.13	249,211,840	0.6	2037年12 月20日	4.62
8	日本	国債証券	第51回利付国 債(30年)	243,000,000	86.61	210,462,300	90.22	219,239,460	0.3	2046年6 月20日	4.07
9	日本	国債証券	第342回利付 国債(10年)	158,000,000	100.72	159,139,180	101.16	159,834,380	0.1	2026年3 月20日	2.96
10	日本	国債証券	第161回利付 国債(20年)	123,000,000	102.53	126,113,130	102.53	126,113,130	0.6	2037年6 月20日	2.34
11	日本	国債証券	第135回利付 国債(20年)	98,000,000	120.60	118,188,100	120.18	117,779,340	1.7	2032年3 月20日	2.18
12	日本	社債券	第427回九州 電力株式会社社 債	110,000,000	104.44	114,890,600	104.31	114,750,900	1.024	2024年5 月24日	2.13
13	日本	国債証券	第30回利付国 債(30年)	84,000,000	133.16	111,854,400	134.79	113,231,160	2.3	2039年3 月20日	2.10
14	日本	国債証券	第349回利付 国債(10年)	103,000,000	100.25	103,262,000	100.80	103,827,090	0.1	2027年12 月20日	1.92
15	日本	社債券	第6回NEC キャピタルソ リューション株 式会社無担保社 債	100,000,000	101.44	101,443,000	101.33	101,339,000	0.748	2022年3 月4日	1.88
16	日本	社債券	第16回株式会 社大和証券グ ループ本社無担 保社債	100,000,000	101.42	101,427,000	101.33	101,330,000	0.687	2021年5 月21日	1.88

17	日本	社債券	第74回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	100.16	100,165,000	100.62	100,629,000	0.59	2024年2月28日	1.86
18	日本	社債券	第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.23	100,234,000	0.34	2024年8月9日	1.86
19	日本	社債券	第47回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,003,000	0.005	2021年6月18日	1.85
20	日本	社債券	第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.99	99,998,000	0.22	2023年3月7日	1.85
21	日本	社債券	第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.94	99,946,000	0.11	2023年6月6日	1.85
22	日本	国債証券	第10回利付国債(40年)	96,000,000	98.74	94,794,020	102.05	97,968,000	0.9	2057年3月20日	1.81
23	日本	国債証券	第131回利付国債(20年)	71,000,000	119.73	85,013,980	119.78	85,043,800	1.7	2031年9月20日	1.57
24	日本	国債証券	第58回利付国債(30年)	71,000,000	101.43	72,018,140	102.33	72,656,430	0.8	2048年3月20日	1.34
25	日本	国債証券	第57回利付国債(30年)	67,000,000	99.27	66,517,190	102.44	68,636,140	0.8	2047年12月20日	1.27
26	日本	国債証券	第9回利付国債(40年)	75,000,000	80.88	60,660,000	86.16	64,622,250	0.4	2056年3月20日	1.20
27	日本	国債証券	第38回利付国債(30年)	46,000,000	126.32	58,108,580	126.92	58,383,200	1.8	2043年3月20日	1.08
28	日本	社債券	第497回関西電力株式会社社債	50,000,000	104.49	52,245,500	104.65	52,326,500	1.002	2025年6月20日	0.97
29	日本	国債証券	第335回利付国債(10年)	50,000,000	103.62	51,812,960	103.62	51,812,500	0.5	2024年9月20日	0.96
30	日本	国債証券	第11回利付国債(40年)	35,000,000	97.99	34,299,650	98.36	34,429,150	0.8	2058年3月20日	0.63

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	81.83

社債券	国内	17.30
合計		99.14

(参考)MHAM物価連動国債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第17回利付国債(物価連動・10年)	157,000,000	103.90	169,484,797	103.95	169,729,560	0.1	2023年9月10日	28.59
2	日本	国債証券	第18回利付国債(物価連動・10年)	123,000,000	104.10	132,268,419	104.15	132,460,053	0.1	2024年3月10日	22.31
3	日本	国債証券	第22回利付国債(物価連動・10年)	82,000,000	105.75	87,497,169	105.80	87,616,619	0.1	2027年3月10日	14.75
4	日本	国債証券	第21回利付国債(物価連動・10年)	76,000,000	105.40	80,591,833	105.45	80,702,192	0.1	2026年3月10日	13.59
5	日本	国債証券	第19回利付国債(物価連動・10年)	50,000,000	104.70	52,611,750	104.75	52,689,250	0.1	2024年9月10日	8.87
6	日本	国債証券	第23回利付国債(物価連動・10年)	30,000,000	106.20	31,860,000	106.25	31,903,368	0.1	2028年3月10日	5.37
7	日本	国債証券	第20回利付国債(物価連動・10年)	16,000,000	104.80	16,885,376	104.85	16,910,208	0.1	2025年3月10日	2.84

評価額金額は、各物価連動国債の連動係数（全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の変動を反映させるための係数）を考慮した金額です。

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	96.35
合計		96.35

(参考)MHAM J-REITマザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	10,637	546,000	5,807,802,000	586,000	6,233,282,000	7.91
2	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	9,677	562,000	5,438,474,000	639,000	6,183,603,000	7.84
3	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	32,243	156,516	5,046,561,831	176,900	5,703,786,700	7.24

4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	23,685	142,275	3,369,799,243	156,300	3,701,965,500	4.69
5	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	5,498	562,000	3,089,876,000	636,000	3,496,728,000	4.43
6	日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	5,676	465,000	2,639,340,000	508,000	2,883,408,000	3.66
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	12,339	237,234	2,927,233,716	229,800	2,835,502,200	3.59
8	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	4,057	634,000	2,572,138,000	688,000	2,791,216,000	3.54
9	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	33,221	79,000	2,624,459,000	83,000	2,757,343,000	3.50
10	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	13,741	204,500	2,810,034,500	199,600	2,742,703,600	3.48
11	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	18,076	135,311	2,445,885,582	142,100	2,568,599,600	3.26
12	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	9,571	267,500	2,560,242,500	262,900	2,516,215,900	3.19
13	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	8,753	274,860	2,405,853,199	283,800	2,484,101,400	3.15
14	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	4,668	455,000	2,123,940,000	504,000	2,352,672,000	2.98
15	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,311	162,400	2,161,706,400	171,900	2,288,160,900	2.90
16	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	17,749	120,738	2,142,980,891	123,400	2,190,226,600	2.78
17	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	41,144	48,569	1,998,358,611	49,900	2,053,085,600	2.60
18	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,749	368,000	1,379,632,000	402,500	1,508,972,500	1.91
19	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	12,762	123,018	1,569,959,161	117,600	1,500,811,200	1.90
20	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	8,396	163,274	1,370,854,129	171,600	1,440,753,600	1.82
21	日本	投資証券	MCUBS MidCity投資法人 投資証券	16,205	77,200	1,251,026,000	82,900	1,343,394,500	1.70
22	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	2,189	552,000	1,208,328,000	575,000	1,258,675,000	1.59
23	日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	13,726	78,400	1,076,118,400	88,600	1,216,123,600	1.54
24	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	8,426	134,300	1,131,611,800	142,700	1,202,390,200	1.52
25	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	16,127	69,351	1,118,436,051	72,600	1,170,820,200	1.48
26	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	8,963	116,700	1,045,982,100	127,700	1,144,575,100	1.45
27	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	12,250	81,522	998,650,678	89,100	1,091,475,000	1.38
28	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	6,518	163,000	1,062,434,000	165,400	1,078,077,200	1.36
29	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	9,266	106,300	984,975,800	112,400	1,041,498,400	1.32
30	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,732	354,921	969,645,128	338,500	924,782,000	1.17

□.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資証券	国内	98.55
合計		98.55

【投資不動産物件】

日本3資産ファンド 安定コース

該当事項はありません。

日本3資産ファンド 成長コース

該当事項はありません。

(参考)MHAM好配当利回り株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM J-REITマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日本3資産ファンド 安定コース

該当事項はありません。

日本3資産ファンド 成長コース

該当事項はありません。

(参考)MHAM好配当利回り株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM J-REITマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

日本３資産ファンド 安定コース

平成30年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4特定期間末（平成20年12月10日）	10,893	10,925	0.6649	0.6669
第5特定期間末（平成21年 6月10日）	10,791	10,823	0.6839	0.6859
第6特定期間末（平成21年12月10日）	9,402	9,431	0.6558	0.6578
第7特定期間末（平成22年 6月10日）	7,787	7,810	0.6671	0.6691
第8特定期間末（平成22年12月10日）	6,878	6,898	0.7062	0.7082
第9特定期間末（平成23年 6月10日）	5,814	5,831	0.6823	0.6843
第10特定期間末（平成23年12月12日）	4,634	4,649	0.6281	0.6301
第11特定期間末（平成24年 6月11日）	4,289	4,302	0.6401	0.6421
第12特定期間末（平成24年12月10日）	4,105	4,117	0.6853	0.6873
第13特定期間末（平成25年 6月10日）	4,587	4,598	0.8004	0.8024
第14特定期間末（平成25年12月10日）	4,831	4,842	0.8556	0.8576
第15特定期間末（平成26年 6月10日）	4,749	4,757	0.8707	0.8722
第16特定期間末（平成26年12月10日）	4,649	4,656	0.9520	0.9535
第17特定期間末（平成27年 6月10日）	4,395	4,402	0.9954	0.9969
第18特定期間末（平成27年12月10日）	4,240	4,247	0.9750	0.9765
第19特定期間末（平成28年 6月10日）	4,363	4,370	0.9778	0.9793
第20特定期間末（平成28年12月12日）	4,313	4,320	0.9888	0.9903
第21特定期間末（平成29年 6月12日）	3,747	3,753	0.9914	0.9929
第22特定期間末（平成29年12月11日）	3,293	3,297	1.0193	1.0208
第23特定期間末（平成30年 6月11日）	3,020	3,025	1.0296	1.0311
平成29年 6月末日	3,575		0.9852	
7月末日	3,548		0.9896	
8月末日	3,501		0.9871	
9月末日	3,400		0.9958	
10月末日	3,340		1.0038	
11月末日	3,355		1.0182	
12月末日	3,110		1.0273	
平成30年 1月末日	3,096		1.0435	
2月末日	3,001		1.0260	
3月末日	2,973		1.0159	

4月末日	3,000		1.0321	
5月末日	2,998		1.0237	
6月末日	2,969		1.0277	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

日本3資産ファンド 成長コース

平成30年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (平成20年12月10日)	13,338	13,383	0.5897	0.5917
第5特定期間末 (平成21年 6月10日)	13,575	13,619	0.6186	0.6206
第6特定期間末 (平成21年12月10日)	11,877	11,919	0.5761	0.5781
第7特定期間末 (平成22年 6月10日)	10,696	10,732	0.5868	0.5888
第8特定期間末 (平成22年12月10日)	9,831	9,863	0.6231	0.6251
第9特定期間末 (平成23年 6月10日)	8,456	8,485	0.5893	0.5913
第10特定期間末 (平成23年12月12日)	6,916	6,942	0.5328	0.5348
第11特定期間末 (平成24年 6月11日)	6,462	6,486	0.5370	0.5390
第12特定期間末 (平成24年12月10日)	6,448	6,470	0.5823	0.5843
第13特定期間末 (平成25年 6月10日)	7,890	7,912	0.7264	0.7284
第14特定期間末 (平成25年12月10日)	7,408	7,427	0.7902	0.7922
第15特定期間末 (平成26年 6月10日)	6,865	6,882	0.7989	0.8009
第16特定期間末 (平成26年12月10日)	5,958	5,972	0.8878	0.8898
第17特定期間末 (平成27年 6月10日)	5,931	5,943	0.9602	0.9622
第18特定期間末 (平成27年12月10日)	6,081	6,094	0.9334	0.9354
第19特定期間末 (平成28年 6月10日)	5,974	5,987	0.9048	0.9068
第20特定期間末 (平成28年12月12日)	5,618	5,630	0.9405	0.9425
第21特定期間末 (平成29年 6月12日)	4,955	4,966	0.9516	0.9536
第22特定期間末 (平成29年12月11日)	4,311	4,319	1.0039	1.0059
第23特定期間末 (平成30年 6月11日)	4,227	4,236	1.0098	1.0118
平成29年 6月末日	4,882		0.9473	
7月末日	4,821		0.9531	
8月末日	4,751		0.9505	
9月末日	4,725		0.9686	
10月末日	4,609		0.9838	
11月末日	4,311		1.0015	
12月末日	4,297		1.0149	
平成30年 1月末日	4,380		1.0329	
2月末日	4,235		1.0074	
3月末日	4,176		0.9921	
4月末日	4,241		1.0144	
5月末日	4,171		0.9993	

6月末日	4,224		1.0020
------	-------	--	--------

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

日本3資産ファンド 安定コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	0.0120
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	0.0120
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	0.0120
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	0.0120
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	0.0120
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	0.0120
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	0.0120
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	0.0120
第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	0.0120
第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0120
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	0.0120
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	0.0115
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	0.0090
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	0.0090
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	0.0090
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	0.0090
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	0.0090
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	0.0090
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	0.0090
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	0.0090

日本3資産ファンド 成長コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	0.0120
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	0.0120
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	0.0120
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	0.0120
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	0.0120
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	0.0120
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	0.0120
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	0.0120
第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	0.0120

第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0120
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	0.0120
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	0.0120
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	0.0120
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	0.0120
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	0.0120
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	0.0120
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	0.0120
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	0.0120
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	0.0120
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	0.0120

【収益率の推移】

日本3資産ファンド 安定コース

期	計算期間	収益率（%）
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	20.90
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	4.66
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	2.35
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	3.55
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	7.66
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	1.69
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	6.18
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	3.82
第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	8.94
第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	18.55
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	8.40
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	3.11
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	10.37
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	5.50
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	1.15
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	1.21
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	2.05
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	1.17
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	3.72
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	1.89

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

（注3）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

日本3資産ファンド 成長コース

期	計算期間	収益率（％）
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	27.37
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	6.94
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	4.93
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	3.94
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	8.23
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	3.50
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	7.55
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	3.04
第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	10.67
第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	26.81
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	10.44
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	2.62
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	12.63
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	9.51
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	1.54
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	1.78
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	5.27
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	2.46
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	6.76
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	1.78

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

（注3）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

（4）【設定及び解約の実績】

日本3資産ファンド 安定コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	119,118,250	1,152,010,750	16,382,763,700
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	104,560,305	708,185,349	15,779,138,656
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	126,392,033	1,566,609,120	14,338,921,569
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	79,277,093	2,744,646,982	11,673,551,680
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	48,082,937	1,981,683,507	9,739,951,110
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	77,161,014	1,294,534,667	8,522,577,457
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	64,320,448	1,207,154,643	7,379,743,262
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	136,618,919	815,257,480	6,701,104,701

第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	165,330,247	876,308,364	5,990,126,584
第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	686,915,922	945,638,874	5,731,403,632
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	493,271,121	577,354,669	5,647,320,084
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	517,474,216	710,338,855	5,454,455,445
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	867,789,620	1,438,648,302	4,883,596,763
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	550,012,341	1,017,326,645	4,416,282,459
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	438,270,861	505,078,698	4,349,474,622
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	443,457,084	329,890,508	4,463,041,198
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	427,102,331	527,426,099	4,362,717,430
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	131,481,635	714,123,448	3,780,075,617
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	84,162,926	633,516,629	3,230,721,914
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	162,424,784	459,266,910	2,933,879,788

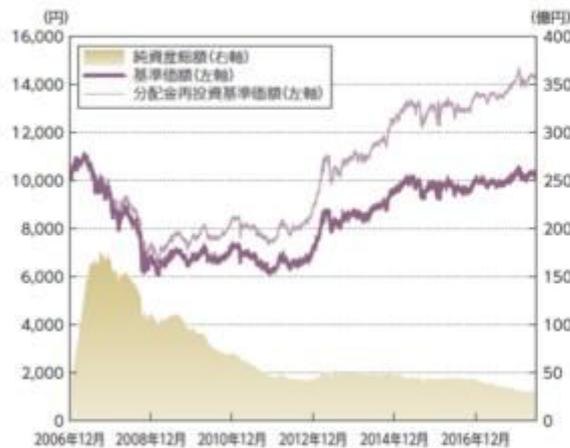
日本3資産ファンド 成長コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第4特定期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	260,875,308	1,258,629,422	22,618,858,863
第5特定期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	193,497,030	867,064,508	21,945,291,385
第6特定期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	220,421,100	1,548,728,149	20,616,984,336
第7特定期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	182,604,351	2,572,877,538	18,226,711,149
第8特定期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	153,081,684	2,600,999,381	15,778,793,452
第9特定期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	177,706,746	1,606,322,514	14,350,177,684
第10特定期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	125,514,705	1,495,618,296	12,980,074,093
第11特定期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	130,894,014	1,076,508,452	12,034,459,655
第12特定期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	130,875,886	1,092,042,859	11,073,292,682
第13特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	3,732,119,534	3,943,408,620	10,862,003,596
第14特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	1,095,464,064	2,582,375,238	9,375,092,422
第15特定期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	901,050,018	1,683,100,962	8,593,041,478
第16特定期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	1,186,259,858	3,067,658,726	6,711,642,610
第17特定期間	平成26年12月11日～平成27年 6月10日	1,633,498,513	2,168,038,033	6,177,103,090
第18特定期間	平成27年 6月11日～平成27年12月10日	1,052,298,571	713,586,770	6,515,814,891
第19特定期間	平成27年12月11日～平成28年 6月10日	740,225,199	652,793,345	6,603,246,745
第20特定期間	平成28年 6月11日～平成28年12月12日	332,151,716	961,553,832	5,973,844,629
第21特定期間	平成28年12月13日～平成29年 6月12日	525,844,195	1,292,243,663	5,207,445,161
第22特定期間	平成29年 6月13日～平成29年12月11日	122,429,299	1,035,575,449	4,294,299,011
第23特定期間	平成29年12月12日～平成30年 6月11日	265,795,154	373,189,497	4,186,904,668

参考情報

▶ 基準価額・純資産の推移 (2006年12月28日～2018年6月29日)

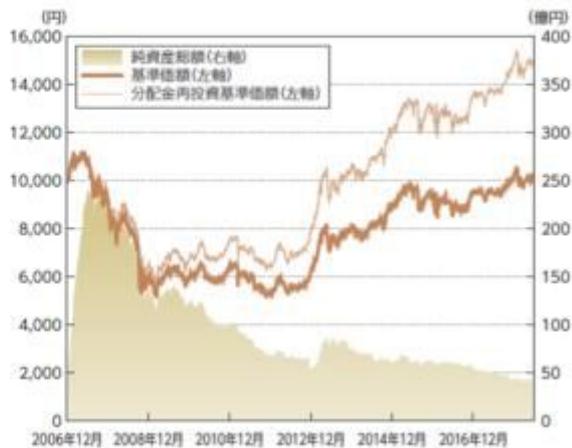
安定コース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2006年12月28日)

成長コース



▶ 分配の推移(税引前)

■日本3資産ファンド

	安定コース	成長コース
2018年 6月	15円	20円
2018年 5月	15円	20円
2018年 4月	15円	20円
2018年 3月	15円	20円
2018年 2月	15円	20円
直近1年間累計	180円	240円
設定来累計	2,695円	2,940円

※分配金は1万口当たりです。

▶ 主要な資産の状況

■日本3資産ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

安定コース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM J-REITマザーファンド	29.7
2	MHAM好配当利回り株マザーファンド	29.1
3	MHAM日本債券マザーファンド	27.4
4	MHAM物価連動国債マザーファンドII	11.7

成長コース

組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM好配当利回り株マザーファンド	48.0
2	MHAM J-REITマザーファンド	30.4
3	MHAM日本債券マザーファンド	13.6
4	MHAM物価連動国債マザーファンドII	5.8

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

▶主要な資産の状況

■MHAM好配当利回り株マザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.0
2	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	3.7
3	三菱商事	株式	日本	卸売業	3.6
4	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	3.4
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3.2

■MHAM日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第383回利付国債(2年)	国債証券	日本	0.1	2019年12月15日	24.6
2	第345回利付国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2026年12月20日	5.8
3	第150回利付国債(20年)	国債証券	日本	1.4	2034年9月20日	5.7
4	第153回利付国債(20年)	国債証券	日本	1.3	2035年6月20日	5.3
5	第126回利付国債(20年)	国債証券	日本	2.0	2031年3月20日	5.1

■MHAM物価連動国債マザーファンドII

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第17回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	0.1	2023年9月10日	28.6
2	第18回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	0.1	2024年3月10日	22.3
3	第22回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	0.1	2027年3月10日	14.8
4	第21回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	0.1	2026年3月10日	13.6
5	第19回利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	0.1	2024年9月10日	8.9

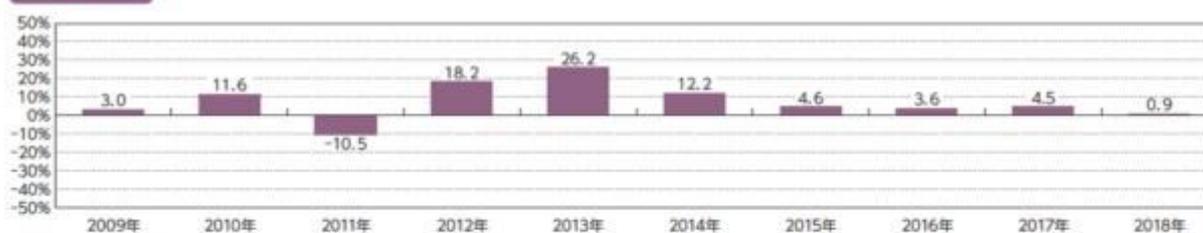
■MHAM J-REITマザーファンド

組入上位5銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

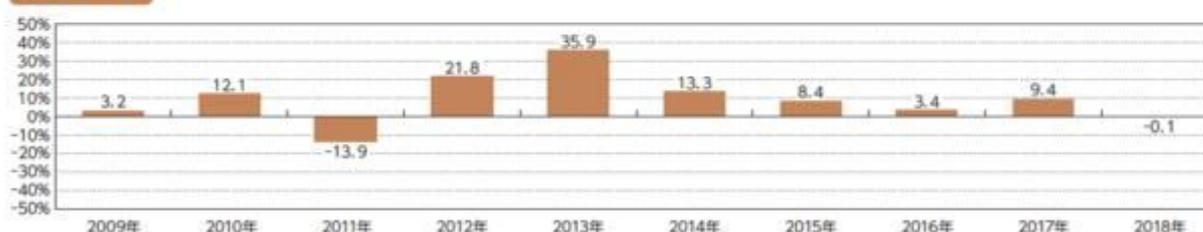
順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	ジャパニリアルエステイト投資法人	日本	7.9
2	日本ビルファンド投資法人	日本	7.8
3	オリックス不動産投資法人	日本	7.2
4	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	4.7
5	大和証券オフィス投資法人	日本	4.4

▶年間収益率の推移(暦年ベース)

安定コース



成長コース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※各ファンドにはベンチマークはありません。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお

申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 安定コース・成長コース間の乗換え(スイッチング)による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

スイッチングとは、現在保有しているファンド(安定コースまたは成長コース)を換金(解約請求)すると同時に他のファンド(安定コースまたは成長コース)の取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更は受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。
- (8) 販売会社によっては「安定コース」もしくは「成長コース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (9) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (10) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (11) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場

公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
不動産投資信託証券	計算日における取引所の最終相場

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年12月28日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成18年12月28日から平成19年2月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。

- c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
- d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業

を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人等との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社とみずほ信託銀行株式会社との間の「MHAM J - REITマザーファンド」における投資助言契約は、契約期間を契約締結の日から1年間とし、契約期間終了の90日前までに各契約当事者が契約解除に関する特段の意思表示を行わない限り、半年毎の自動継続となります。なお、当該契約は、契約期間中であっても解除される場合があります。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で

記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

日本3資産ファンド 安定コース

日本3資産ファンド 成長コース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本3資産ファンド 安定コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年6月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,712,869	67,208,765
親投資信託受益証券	3,238,035,178	2,960,554,834
流動資産合計	3,303,748,047	3,027,763,599
資産合計	3,303,748,047	3,027,763,599
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,846,082	4,400,819
未払解約金	3,073,885	128,878
未払受託者報酬	152,989	142,432
未払委託者報酬	2,600,777	2,421,313
未払利息	85	185
その他未払費用	12,231	11,382
流動負債合計	10,686,049	7,105,009
負債合計	10,686,049	7,105,009
純資産の部		
元本等		
元本	3,230,721,914	2,933,879,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	62,340,084	86,778,802
(分配準備積立金)	231,851,016	256,241,138
元本等合計	3,293,061,998	3,020,658,590
純資産合計	3,293,061,998	3,020,658,590
負債純資産合計	3,303,748,047	3,027,763,599

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
営業収益		
受取利息	24	-
有価証券売買等損益	138,306,679	71,519,656
その他収益	-	24,626
営業収益合計	138,306,703	71,544,282
営業費用		
支払利息	16,060	19,466
受託者報酬	933,482	817,111
委託者報酬	15,869,127	13,890,734
その他費用	74,623	65,311
営業費用合計	16,893,292	14,792,622
営業利益又は営業損失()	121,413,411	56,751,660
経常利益又は経常損失()	121,413,411	56,751,660
当期純利益又は当期純損失()	121,413,411	56,751,660
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,995,003	596,056
期首剰余金又は期首欠損金()	32,517,213	62,340,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,717,550	4,286,155
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,605,374	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,176	4,286,155
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,285,670	9,574,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	304,590	9,574,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	981,080	-
分配金	30,992,991	26,428,101
期末剰余金又は期末欠損金()	62,340,084	86,778,802

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自平成29年12月12日 至平成30年6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成29年12月12日から平成30年6月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年6月11日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数 3,230,721,914口	1 特定期間末日における受益権の総数 2,933,879,788口
2 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.0193円 (1万口当たり純資産の額) (10,193円)	2 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.0296円 (1万口当たり純資産の額) (10,296円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自平成29年6月13日 至平成29年12月11日)	当期 (自平成29年12月12日 至平成30年6月11日)
1 分配金の計算過程 第126期計算期間(平成29年6月13日から平成29年7月10日)末に、費用控除後の配当等収益(3,676,763円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(120,164,885円)、分配準備積立金(192,102,467円)より、分配対象収益は	1 分配金の計算過程 第132期計算期間(平成29年12月12日から平成30年1月10日)末に、費用控除後の配当等収益(7,150,718円)、有価証券売買等損益(59,151,020円)、収益調整金(104,845,395円)、分配準備積立金(216,337,581円)よ

<p style="text-align: center;">前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)</p>	<p style="text-align: center;">当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)</p>
<p>315,944,115円 (1万口当たり875円)であり、うち5,415,432円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第127期計算期間(平成29年 7月11日から平成29年 8月10日)末に、費用控除後の配当等収益(3,354,686円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(119,688,949円)、分配準備積立金(187,899,266円)より、分配対象収益は310,942,901円(1万口当たり869円)であり、うち5,361,787円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第128期計算期間(平成29年 8月11日から平成29年 9月11日)末に、費用控除後の配当等収益(3,787,339円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(118,187,456円)、分配準備積立金(182,798,764円)より、分配対象収益は304,773,559円(1万口当たり866円)であり、うち5,277,862円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第129期計算期間(平成29年 9月12日から平成29年10月10日)末に、費用控除後の配当等収益(11,958,338円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(116,392,438円)、分配準備積立金(173,914,855円)より、分配対象収益は302,265,631円(1万口当たり887円)であり、うち5,108,650円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第130期計算期間(平成29年10月11日から平成29年11月10日)末に、費用控除後の配当等収益(2,892,228円)、有価証券売買等損益(19,466,372円)、収益調整金(113,982,469円)、分配準備積立金(176,110,322円)より、分配対象収益は312,451,391円(1万口当たり940円)であり、うち4,983,178円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第131期計算期間(平成29年11月11日から平成29年12月11日)末に、費用控除後の配当等収益(2,855,435円)、有価証券売買等損益(45,905,334円)、収益調整金(111,332,523円)、分配準備積立金(187,936,329円)より、分配対象収益は348,029,621円(1万口当たり1,077円)であり、うち4,846,082円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>り、分配対象収益は387,484,714円(1万口当たり1,284円)であり、うち4,526,420円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第133期計算期間(平成30年 1月11日から平成30年 2月13日)末に、費用控除後の配当等収益(578,771円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(102,732,857円)、分配準備積立金(269,407,037円)より、分配対象収益は372,718,665円(1万口当たり1,272円)であり、うち4,395,139円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第134期計算期間(平成30年 2月14日から平成30年 3月12日)末に、費用控除後の配当等収益(6,077,262円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(103,569,644円)、分配準備積立金(264,524,557円)より、分配対象収益は374,171,463円(1万口当たり1,277円)であり、うち4,391,805円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第135期計算期間(平成30年 3月13日から平成30年 4月10日)末に、費用控除後の配当等収益(11,016,668円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(105,605,971円)、分配準備積立金(260,972,681円)より、分配対象収益は377,595,320円(1万口当たり1,301円)であり、うち4,350,391円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第136期計算期間(平成30年 4月11日から平成30年 5月10日)末に、費用控除後の配当等収益(2,438,592円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(109,541,397円)、分配準備積立金(264,945,604円)より、分配対象収益は376,925,593円(1万口当たり1,295円)であり、うち4,363,527円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>第137期計算期間(平成30年 5月11日から平成30年 6月11日)末に、費用控除後の配当等収益(587,779円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(115,831,219円)、分配準備積立金(260,054,178円)より、分配対象収益は376,473,176円(1万口当たり1,283円)であり、うち4,400,819円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

項目	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	50,611,184
合計	50,611,184

当期(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	977,414
合計	977,414

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

期別	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年 6月11日現在)
項目		
期首元本額	3,780,075,617円	3,230,721,914円
期中追加設定元本額	84,162,926円	162,424,784円
期中一部解約元本額	633,516,629円	459,266,910円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成30年 6月11日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本債券マザーファンド	586,349,470	821,299,702	
		MHAM好配当利回り株マザーファンド	212,847,954	888,874,340	
		MHAM J-REITマザーファンド	282,166,309	899,038,293	
		MHAM物価連動国債マザーファンド	285,853,470	351,342,499	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：98.0%	1,367,217,203	2,960,554,834 100.0%	
合計				2,960,554,834	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本3資産ファンド 成長コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年 6月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,236,256	78,857,165
親投資信託受益証券	4,245,624,902	4,162,505,671
流動資産合計	4,324,861,158	4,241,362,836
資産合計	4,324,861,158	4,241,362,836
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,588,598	8,373,809
未払解約金	1,052,510	1,006,338
未払受託者報酬	201,095	199,649
未払委託者報酬	3,820,784	3,793,356
未払利息	102	217
その他未払費用	16,076	15,960
流動負債合計	13,679,165	13,389,329
負債合計	13,679,165	13,389,329
純資産の部		
元本等		
元本	4,294,299,011	4,186,904,668
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,882,982	41,068,839
(分配準備積立金)	440,321,953	520,408,814
元本等合計	4,311,181,993	4,227,973,507
純資産合計	4,311,181,993	4,227,973,507
負債純資産合計	4,324,861,158	4,241,362,836

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
営業収益		
受取利息	44	-
有価証券売買等損益	323,808,583	96,880,769
その他収益	-	34,747
営業収益合計	323,808,627	96,915,516
営業費用		
支払利息	21,872	25,383
受託者報酬	1,265,242	1,143,739
委託者報酬	24,039,616	21,731,007
その他費用	101,152	91,440
営業費用合計	25,427,882	22,991,569
営業利益又は営業損失（ ）	298,380,745	73,923,947
経常利益又は経常損失（ ）	298,380,745	73,923,947
当期純利益又は当期純損失（ ）	298,380,745	73,923,947
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,047,169	2,272,348
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	251,821,839	16,882,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,014,597	5,965,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,014,597	2,498,411
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,467,452
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,787,406	2,945,736
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,125,666
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,787,406	820,070
分配金	57,855,946	50,485,869
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,882,982	41,068,839

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自平成29年12月12日 至平成30年6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成29年12月12日から平成30年6月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年6月11日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数 4,294,299,011口	1 特定期間末日における受益権の総数 4,186,904,668口
2 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.0039円 (1万口当たり純資産の額) (10,039円)	2 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.0098円 (1万口当たり純資産の額) (10,098円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自平成29年6月13日 至平成29年12月11日)	当期 (自平成29年12月12日 至平成30年6月11日)
1 分配金の計算過程 第126期計算期間(平成29年6月13日から平成29年7月10日)末に、費用控除後の配当等収益(6,703,221円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(296,916,125円)、分配準備積立金(274,068,798円)より、分配対象収益は	1 分配金の計算過程 第132期計算期間(平成29年12月12日から平成30年1月10日)末に、費用控除後の配当等収益(11,657,409円)、有価証券売買等損益(126,223,233円)、収益調整金(255,743,590円)、分配準備積立金(430,976,153円)よ

<p style="text-align: center;">前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)</p>	<p style="text-align: center;">当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)</p>
<p>577,688,144円 (1万口当たり1,129円)であり、うち10,226,008円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第127期計算期間(平成29年 7月11日から平成29年 8月10日)末に、費用控除後の配当等収益(4,498,128円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(293,544,639円)、分配準備積立金(266,315,031円)より、分配対象収益は564,357,798円(1万口当たり1,119円)であり、うち10,085,295円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第128期計算期間(平成29年 8月11日から平成29年 9月11日)末に、費用控除後の配当等収益(4,775,273円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(290,600,499円)、分配準備積立金(256,989,910円)より、分配対象収益は552,365,682円(1万口当たり1,109円)であり、うち9,959,486円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第129期計算期間(平成29年 9月12日から平成29年10月10日)末に、費用控除後の配当等収益(25,594,829円)、有価証券売買等損益(51,009,346円)、収益調整金(284,434,255円)、分配準備積立金(243,653,711円)より、分配対象収益は604,692,141円(1万口当たり1,248円)であり、うち9,687,422円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第130期計算期間(平成29年10月11日から平成29年11月10日)末に、費用控除後の配当等収益(4,054,726円)、有価証券売買等損益(115,852,172円)、収益調整金(274,234,335円)、分配準備積立金(298,021,518円)より、分配対象収益は692,162,751円(1万口当たり1,487円)であり、うち9,309,137円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第131期計算期間(平成29年11月11日から平成29年12月11日)末に、費用控除後の配当等収益(3,356,128円)、有価証券売買等損益(70,502,574円)、収益調整金(256,053,387円)、分配準備積立金(375,051,849円)より、分配対象収益は704,963,938円(1万口当たり1,641円)であり、うち8,588,598円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>り、分配対象収益は824,600,385円(1万口当たり1,948円)であり、うち8,465,325円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第133期計算期間(平成30年 1月11日から平成30年 2月13日)末に、費用控除後の配当等収益(363,142円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(266,500,210円)、分配準備積立金(553,013,531円)より、分配対象収益は819,876,883円(1万口当たり1,929円)であり、うち8,498,144円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第134期計算期間(平成30年 2月14日から平成30年 3月12日)末に、費用控除後の配当等収益(9,153,093円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(268,160,950円)、分配準備積立金(535,654,350円)より、分配対象収益は812,968,393円(1万口当たり1,931円)であり、うち8,416,690円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第135期計算期間(平成30年 3月13日から平成30年 4月10日)末に、費用控除後の配当等収益(23,971,811円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(274,511,486円)、分配準備積立金(530,556,269円)より、分配対象収益は829,039,566円(1万口当たり1,969円)であり、うち8,418,107円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第136期計算期間(平成30年 4月11日から平成30年 5月10日)末に、費用控除後の配当等収益(3,365,896円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(274,915,758円)、分配準備積立金(535,779,457円)より、分配対象収益は814,061,111円(1万口当たり1,958円)であり、うち8,313,794円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第137期計算期間(平成30年 5月11日から平成30年 6月11日)末に、費用控除後の配当等収益(373,322円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(283,234,631円)、分配準備積立金(528,409,301円)より、分配対象収益は812,017,254円(1万口当たり1,939円)であり、うち8,373,809円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

項目	前期 (自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)	当期 (自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	76,812,182
合計	76,812,182

当期(自平成29年12月12日 至平成30年 6月11日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,280,682
合計	1,280,682

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自平成29年 6月13日 至平成29年12月11日)	当期 (自平成29年12月12日 至平成30年 6月11日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

期別	前期 (平成29年12月11日現在)	当期 (平成30年 6月11日現在)
項目		
期首元本額	5,207,445,161円	4,294,299,011円
期中追加設定元本額	122,429,299円	265,795,154円
期中一部解約元本額	1,035,575,449円	373,189,497円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成30年 6月11日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本債券マザーファンド	410,888,883	575,532,058	
		MHAM好配当利回り株マザーファンド	499,136,512	2,084,443,987	
		MHAM J-REITマザーファンド	394,600,214	1,257,275,201	
		MHAM物価連動国債マザーファンド	199,539,847	245,254,425	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：98.5%	1,504,165,456	4,162,505,671 100.0%	
合計				4,162,505,671	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

各ファンドは、「MHAM好配当利回り株マザーファンド」受益証券、「MHAM日本債券マザーファンド」受益証券、「MHAM物価連動国債マザーファンド」受益証券、及び「MHAM J-REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM好配当利回り株マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

（平成30年 6月11日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	142,891,970
株式	7,561,172,930
未収入金	170,559,836
未収配当金	71,168,350
流動資産合計	7,945,793,086
資産合計	7,945,793,086

(平成30年 6月11日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	188,608,727
未払解約金	14,000,000
未払利息	394
流動負債合計	202,609,121
負債合計	202,609,121
純資産の部	
元本等	
元本	1,854,163,329
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,889,020,636
元本等合計	7,743,183,965
純資産合計	7,743,183,965
負債純資産合計	7,945,793,086

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	1,854,163,329口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 4.1761円 (1万口当たり純資産の額) (41,761円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 株式

項目	(平成30年 6月11日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	29,017,119
合計	29,017,119

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成30年 6月11日現在)
期首	平成29年12月12日
親投資信託の期首における元本額	2,031,596,522円
期中追加設定元本額	31,289,758円
期中一部解約元本額	208,722,951円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	

項目	期別 (平成30年 6月11日現在)
期末元本額	1,854,163,329円
MHAMトリニティオープン（毎月決算型）	733,070,278円
MHAM6資産バランスファンド	215,592,672円
MHAM6資産バランスファンド（年1回決算型）	2,631,380円
日本3資産ファンド 安定コース	212,847,954円
日本3資産ファンド 成長コース	499,136,512円
日本3資産ファンド（年1回決算型）	1,737,249円
MHAM日本好配当株オープン	189,147,284円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成30年 6月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	安藤・間	88,500	992.00	87,792,000	
	西松建設	7,000	3,160.00	22,120,000	
	熊谷組	26,000	3,785.00	98,410,000	
	大和ハウス工業	17,900	4,032.00	72,172,800	
	積水ハウス	47,500	1,865.00	88,587,500	
	日本たばこ産業	31,100	3,021.00	93,953,100	
	オンワードホールディングス	47,000	909.00	42,723,000	
	デンカ	12,800	4,095.00	52,416,000	
	三菱瓦斯化学	24,100	2,823.00	68,034,300	
	アイカ工業	37,700	4,160.00	156,832,000	
	日立化成	30,300	2,424.00	73,447,200	
	日本パルカー工業	27,900	3,495.00	97,510,500	
	アステラス製薬	52,000	1,712.50	89,050,000	
	エーザイ	16,600	8,228.00	136,584,800	
	沢井製薬	3,100	4,860.00	15,066,000	
	第一三共	30,900	3,813.00	117,821,700	
	JXTGホールディングス	94,200	727.30	68,511,660	
	ブリヂストン	10,800	4,464.00	48,211,200	
	日本碍子	26,100	2,091.00	54,575,100	
	日本特殊陶業	35,800	3,185.00	114,023,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	31,200	2,291.50	71,494,800		
三和ホールディングス	40,700	1,231.00	50,101,700		

小松製作所	22,700	3,528.00	80,085,600
アマノ	21,600	2,780.00	60,048,000
ツバキ・ナカシマ	44,100	2,732.00	120,481,200
コニカミノルタ	57,600	1,036.00	59,673,600
I D E C	33,600	2,970.00	99,792,000
セイコーエプソン	30,300	1,958.00	59,327,400
新光電気工業	30,400	993.00	30,187,200
双葉電子工業	18,000	2,051.00	36,918,000
キヤノン	27,900	3,746.00	104,513,400
東京エレクトロン	8,200	20,545.00	168,469,000
デンソー	9,100	5,581.00	50,787,100
日産自動車	33,200	1,099.50	36,503,400
トヨタ自動車	42,100	7,492.00	315,413,200
三菱自動車工業	48,100	877.00	42,183,700
アイシン精機	11,300	5,600.00	63,280,000
本田技研工業	27,700	3,575.00	99,027,500
ヤマハ発動機	12,800	3,070.00	39,296,000
関西電力	128,500	1,584.00	203,544,000
東北電力	65,400	1,362.00	89,074,800
日本航空	17,900	4,277.00	76,558,300
N E C ネットエスアイ	19,900	2,602.00	51,779,800
コーエーテクモホールディングス	38,700	2,250.00	87,075,000
トレンドマイクロ	43,500	6,400.00	278,400,000
日本電信電話	50,200	5,174.00	259,734,800
K D D I	79,600	3,011.00	239,675,600
N T T ドコモ	60,900	2,848.00	173,443,200
双日	320,500	399.00	127,879,500
T O K A I ホールディングス	96,900	1,147.00	111,144,300
コメダホールディングス	41,100	2,165.00	88,981,500
伊藤忠商事	63,200	2,161.00	136,575,200
丸紅	116,600	880.40	102,654,640
住友商事	42,700	1,911.50	81,621,050
三菱商事	77,600	3,186.00	247,233,600
因幡電機産業	13,200	4,940.00	65,208,000
D C M ホールディングス	77,000	1,073.00	82,621,000
島忠	13,900	3,410.00	47,399,000
ヤマダ電機	155,300	552.00	85,725,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	384,400	676.70	260,123,480
三井住友トラスト・ホールディングス	21,300	4,608.00	98,150,400
三井住友フィナンシャルグループ	56,500	4,542.00	256,623,000
ふくおかフィナンシャルグループ	89,000	602.00	53,578,000
F P G	33,200	1,519.00	50,430,800

	SBIホールディングス	13,500	2,876.00	38,826,000	
	大和証券グループ本社	85,000	648.90	55,156,500	
	松井証券	41,400	1,043.00	43,180,200	
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	29,900	3,553.00	106,234,700	
	東京海上ホールディングス	31,900	5,473.00	174,588,700	
	オリックス	43,400	1,869.00	81,114,600	
	野村不動産ホールディングス	41,000	2,506.00	102,746,000	
	ケイアイスター不動産	7,200	2,696.00	19,411,200	
	ジェイエイシーリクルートメント	13,900	2,212.00	30,746,800	
	テクノプロ・ホールディングス	11,400	7,090.00	80,826,000	
	ベルシステム24ホールディングス	48,300	1,853.00	89,499,900	
	丹青社	53,900	1,529.00	82,413,100	
	メイテック	22,700	5,100.00	115,770,000	
小計	銘柄数：77 組入時価比率：97.6%	3,768,400		7,561,172,930	100.0%
合計		3,768,400		7,561,172,930	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM日本債券マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

（平成30年 6月11日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	57,753,416
国債証券	4,187,695,620
社債券	1,131,603,200

(平成30年 6月11日現在)

未収入金	107,986,370
未収利息	7,432,332
前払費用	1,330,534
流動資産合計	5,493,801,472
資産合計	5,493,801,472
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000,000
未払利息	159
流動負債合計	100,000,159
負債合計	100,000,159
純資産の部	
元本等	
元本	3,850,885,382
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,542,915,931
元本等合計	5,393,801,313
純資産合計	5,393,801,313
負債純資産合計	5,493,801,472

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成29年 7月 1日 至平成30年 6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、社債券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	3,850,885,382口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.4007円 (1万口当たり純資産の額) (14,007円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 国債証券、社債券

項目	(平成30年 6月11日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月11日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	24,256,410
社債券	33,000
合計	24,223,410

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成30年 6月11日現在)
期首	平成29年 7月 1日
親投資信託の期首における元本額	4,096,463,442円
期中追加設定元本額	162,297,891円
期中一部解約元本額	407,875,951円

期別	
項目	(平成30年 6月11日現在)
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	3,850,885,382円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	282,148,857円
MHAMライフ ナビゲーション 2020	822,860,285円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	637,369,026円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	423,976,105円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	23,195,628円
MHAM6資産バランスファンド	651,543,559円
MHAM6資産バランスファンド(年1回決算型)	7,726,830円
日本3資産ファンド 安定コース	586,349,470円
日本3資産ファンド 成長コース	410,888,883円
日本3資産ファンド(年1回決算型)	4,826,739円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成30年 6月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第383回利付国債(2年)	1,303,000,000	1,307,625,650	
		第121回利付国債(5年)	5,000,000	5,014,950	
		第127回利付国債(5年)	75,000,000	75,468,750	
		第9回利付国債(40年)	75,000,000	64,338,750	
		第10回利付国債(40年)	96,000,000	97,541,760	
		第335回利付国債(10年)	38,000,000	39,352,420	
		第342回利付国債(10年)	158,000,000	159,598,960	
		第345回利付国債(10年)	344,000,000	346,930,880	
		第349回利付国債(10年)	103,000,000	103,683,920	
		第30回利付国債(30年)	84,000,000	112,874,160	

		第38回利付国債(30年)	46,000,000	58,280,620	
		第51回利付国債(30年)	243,000,000	218,690,280	
		第57回利付国債(30年)	67,000,000	68,388,240	
		第58回利付国債(30年)	71,000,000	72,392,310	
		第126回利付国債(20年)	224,000,000	275,578,240	
		第131回利付国債(20年)	71,000,000	84,990,550	
		第135回利付国債(20年)	98,000,000	117,619,600	
		第144回利付国債(20年)	12,000,000	14,126,520	
		第150回利付国債(20年)	264,000,000	307,863,600	
		第153回利付国債(20年)	246,000,000	283,315,740	
		第161回利付国債(20年)	123,000,000	125,681,400	
		第163回利付国債(20年)	244,000,000	248,338,320	
	小計	銘柄数: 22 組入時価比率: 77.6%	3,990,000,000	4,187,695,620	78.7%
	合計			4,187,695,620	
社債券	日本・円	第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,989,000	
		第48回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,961,000	
		第47回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,988,000	
		第74回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	100,542,000	
		第57回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,965,000	
		第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	101,339,000	
		第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,163,000	
		第6回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債	100,000,000	101,320,000	
		第496回関西電力株式会社社債	10,000,000	10,382,800	
		第497回関西電力株式会社社債	50,000,000	52,288,500	
		第427回九州電力株式会社社債	110,000,000	114,699,200	
		第428回九州電力株式会社社債	20,000,000	20,760,600	
		第319回北海道電力株式会社社債	20,000,000	20,118,200	
		第320回北海道電力株式会社社債	10,000,000	10,145,900	
		第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	99,941,000	
	小計	銘柄数: 15	1,120,000,000	1,131,603,200	

	組入時価比率：21.0%		21.3%
合計			1,131,603,200
合計			5,319,298,820

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM物価連動国債マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 6月11日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,655,771
国債証券	581,801,851
未収利息	136,183
前払費用	5,090
流動資産合計	596,598,895
資産合計	596,598,895
負債の部	
流動負債	
未払利息	40
流動負債合計	40
負債合計	40
純資産の部	
元本等	
元本	485,393,317
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	111,205,538
元本等合計	596,598,855
純資産合計	596,598,855
負債純資産合計	596,598,895

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。なお、物価連動国債については、投資信託協会の業務部会申し合わせにより、区分処理は行わず、有価証券全体を時価評価しております。</p>
2 収益・費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	485,393,317口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.2291円
	(1万口当たり純資産の額) (12,291円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>

項目	(自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月11日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>国債証券</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

項目	(平成30年 6月11日現在)
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成29年12月21日 至 平成30年 6月11日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	871,063
合計	871,063

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成30年 6月11日現在)
期首	平成29年12月21日
親投資信託の期首における元本額	512,984,917円
期中追加設定元本額	3,247,808円
期中一部解約元本額	30,839,408円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	485,393,317円
日本3資産ファンド 安定コース	285,853,470円
日本3資産ファンド 成長コース	199,539,847円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成30年 6月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第17回利付国債（物価連動・10年）	167,000,000	180,279,840	
		第18回利付国債（物価連動・10年）	123,000,000	132,267,312	
		第19回利付国債（物価連動・10年）	50,000,000	52,584,500	
		第20回利付国債（物価連動・10年）	16,000,000	16,884,704	
		第21回利付国債（物価連動・10年）	76,000,000	80,519,739	
		第22回利付国債（物価連動・10年）	82,000,000	87,419,125	
		第23回利付国債（物価連動・10年）	30,000,000	31,846,631	
		小計	銘柄数：7 組入時価比率：97.5%	544,000,000	581,801,851 100.0%
合計				581,801,851	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM J-REITマザ-ファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(平成30年 6月11日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	478,652,814
投資証券	77,426,591,600

(平成30年 6月11日現在)

未収入金	198,552,632
未収配当金	502,763,944
流動資産合計	78,606,560,990
資産合計	78,606,560,990
負債の部	
流動負債	
未払金	76,925,833
未払解約金	121,050,000
未払利息	1,322
流動負債合計	197,977,155
負債合計	197,977,155
純資産の部	
元本等	
元本	24,608,879,726
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	53,799,704,109
元本等合計	78,408,583,835
純資産合計	78,408,583,835
負債純資産合計	78,606,560,990

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	24,608,879,726口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 3.1862円

項目	(平成30年 6月11日現在)
	(1万口当たり純資産の額) (31,862円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 6月11日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>投資証券</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	3,236,243,274
合計	3,236,243,274

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (平成30年 6月11日現在)
期首	平成29年12月12日
親投資信託の期首における元本額	27,707,206,993円
期中追加設定元本額	487,991,683円
期中一部解約元本額	3,586,318,950円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	24,608,879,726円
みずほ J-REIT ファンド	19,720,654,073円
MHAMトリニティオープン（毎月決算型）	961,152,698円
MHAM6資産バランスファンド	283,782,233円
MHAM6資産バランスファンド（年1回決算型）	3,401,275円
日本3資産ファンド 安定コース	282,166,309円
日本3資産ファンド 成長コース	394,600,214円
日本3資産ファンド（年1回決算型）	2,275,877円
J-REITセレクション（毎月決算型）	186,849,682円
J-REITセレクション（年1回決算型）	130,087,687円
みずほ J-REIT ファンド（年1回決算型）	2,608,595,870円
MHAM J-REITファンドVA [適格機関投資家専用]	35,313,808円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成30年 6月11日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本・円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	4,838	2,358,525,000	
		MCUBS MidCity投資法人 投資証券	16,405	1,366,536,500	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	17,926	2,479,165,800	
		産業ファンド投資法人 投資証券	17,849	2,143,664,900	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	8,753	2,474,473,100	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	6,518	1,040,272,800	

アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	5,676	2,730,156,000	
GLP投資法人 投資証券	13,312	1,609,420,800	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,150	565,665,000	
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	12,339	2,850,309,000	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	2,189	1,219,273,000	
イオンリート投資法人 投資証券	9,073	1,115,979,000	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	8,526	1,429,810,200	
日本リート投資法人 投資証券	1,058	339,618,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	16,127	1,135,340,800	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	781	189,080,100	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	874	94,392,000	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	23,885	3,673,513,000	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	8,223	907,819,200	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,732	930,246,000	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	3,849	556,180,500	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	458	123,522,600	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	95	10,839,500	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	1,315	149,910,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	10,057	6,235,340,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	11,057	6,269,319,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	14,941	3,000,152,800	
オリックス不動産投資法人 投資証券	32,243	5,571,590,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,749	1,529,592,000	
プレミア投資法人 投資証券	9,336	994,284,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,042	448,999,200	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	5,554	608,718,400	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,711	2,343,209,900	
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	559	88,881,000	

	インヴィンシブル投資法人 投資証券	41,144	2,073,657,600	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,432	642,968,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,621	804,586,200	
	福岡リート投資法人 投資証券	1,390	239,636,000	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	4,087	2,754,638,000	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	13,726	1,143,375,800	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	5,498	3,480,234,000	
	阪急リート投資法人 投資証券	1,065	145,692,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	9,771	2,556,093,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	33,421	2,717,127,300	
	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	11,900	1,031,730,000	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	8,726	1,253,053,600	
小計	銘柄数：46 組入時価比率：98.7%	424,981	77,426,591,600 100.0%	
	合計		77,426,591,600	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成30年 6月29日現在です。

【純資産額計算書】

日本3資産ファンド 安定コース

資産総額	2,970,983,852円
負債総額	1,958,146円
純資産総額（ - ）	2,969,025,706円
発行済口数	2,888,993,555口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0277円

日本3資産ファンド 成長コース

資産総額	4,226,273,574円
負債総額	2,251,698円
純資産総額（ - ）	4,224,021,876円
発行済口数	4,215,509,428口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0020円

（参考）MHAM好配当利回り株マザーファンド

資産総額	7,640,572,190円
負債総額	111,255,646円
純資産総額（ - ）	7,529,316,544円
発行済口数	1,854,425,399口
1口当たり純資産額（ / ）	4.0602円

（参考）MHAM日本債券マザーファンド

資産総額	5,384,411,526円
負債総額	111円
純資産総額（ - ）	5,384,411,415円
発行済口数	3,838,258,275口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4028円

（参考）MHAM物価連動国債マザーファンド

資産総額	593,643,728円
負債総額	59円
純資産総額（ - ）	593,643,669円
発行済口数	482,140,226口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2313円

（参考）MHAM J-REITマザ-ファンド

資産総額	78,797,774,346円
負債総額	22,424,918円
純資産総額（ - ）	78,775,349,428円
発行済口数	24,218,305,400口
1口当たり純資産額（ / ）	3.2527円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受

人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成30年 6月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成30年 6月29日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年6月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,205,030,866,605
追加型株式投資信託	849	12,875,304,912,545
単位型公社債投資信託	50	194,834,324,314
単位型株式投資信託	144	907,114,136,767
合計	1,081	15,182,284,240,231

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	27,972,477	49,071,217
金銭の信託	12,366,219	12,083,824

有価証券		297,560		-
未収委託者報酬		10,164,041		11,769,015
未収運用受託報酬		7,250,239		4,574,225
未収投資助言報酬		316,414		341,689
未収収益		52,278		59,526
前払費用		533,411		569,431
繰延税金資産		678,104		842,996
その他		445,717		427,238
	流動資産計	60,076,462		79,739,165
固定資産				
有形固定資産		1,900,343		1,643,826
建物	1	1,243,812	1	1,156,953
器具備品	1	656,235	1	476,504
建設仮勘定		295		10,368
無形固定資産		1,614,084		1,934,700
商標権		5		-
ソフトウェア		1,511,558		1,026,319
ソフトウェア仮勘定		98,483		904,389
電話加入権		3,934		3,931
電信電話専用施設利用権		103		60
投資その他の資産		10,055,336		7,427,316
投資有価証券		3,265,786		1,721,433
関係会社株式		3,306,296		3,229,196
長期差入保証金		1,800,827		1,518,725
前払年金費用		686,322		-
繰延税金資産		893,887		856,537
その他		102,215		101,425
	固定資産計	13,569,764		11,005,844
資産合計		73,646,227		90,745,010

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288

未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	-	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	-
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,355,754	84,705,447
運用受託報酬	12,834,241	19,124,427
投資助言報酬	1,002,482	1,217,672

その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		-	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取利息	537	1,430
受取配当金	51,036	74,278
時効成立分配金・償還金	103	256
為替差益	7,025	8,530
投資信託解約益	2	236,398
投資信託償還益	-	93,177

雑収入	1	18,213		1	10,306	
時効後支払損引当金戻入額		-			17,429	
営業外収益計			76,918			441,807
営業外費用						
投資信託解約損		31,945			4,138	
投資信託償還損		47,201			17,065	
金銭の信託運用損		552,635			99,303	
時効成立後支払分配金・償還金		39			-	
時効後支払損引当金繰入額		209,210			-	
営業外費用計			841,031			120,507
経常利益			10,789,897			21,045,676
特別利益						
固定資産売却益	2	2,348		2	1	
投資有価証券売却益		-			479,323	
関係会社株式売却益	1	-		1	1,492,680	
貸倒引当金戻入益		8,883			-	
訴訟損失引当金戻入益		21,677			-	
本社移転費用引当金戻入額		-			138,294	
その他特別利益		746			350	
特別利益計			33,655			2,110,649
特別損失						
固定資産除却損	3	23,600		3	36,992	
固定資産売却損	4	10,323		4	134	
投資有価証券評価損		12,085			-	
ゴルフ会員権評価損		4,832			-	
訴訟和解金		30,000			-	
本社移転費用	5	1,511,622		5	-	
退職給付制度終了損		-			690,899	
システム移行損失		-			76,007	
その他特別損失		-			50	
特別損失計			1,592,463			804,083
税引前当期純利益			9,231,089			22,352,243
法人税、住民税及び事業税			2,965,061			6,951,863
法人税等調整額			177,275			249,832
法人税等合計			2,787,786			6,702,031
当期純利益			6,443,302			15,650,211

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302

合併による増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

株主資本	評価・換算差額等
------	----------

	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
<p>当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

追加情報

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
<p>当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
雑収入	8,183	-
関係会社株式売却益	-	1,492,680

2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	546	-
車両運搬具	696	-
器具備品	1,104	1

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	-	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウェア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	543	-
器具備品	9,779	134

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	-
旧本社不動産賃借料	418,583	-
賃貸借契約解約損	150,723	-

(株主資本等変動計算書関係)

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加でありま
す。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式 A種種類 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）

(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

第33期（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	337,468	272,464
関係会社株式	3,306,296	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握すること

が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期(平成30年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注)非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	717,905	2	79,146

(注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、

退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	144,062	111,758
合併による増加	1,486,547	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	-	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	-	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	-
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	28,876	-
合併による増加	1,336,984	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	-

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	-
年金資産	1,363,437	-
	88,090	-
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	430,203	204,636
未認識過去勤務費用	4,852	312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	325,140	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	-	70,560
その他	7,498	1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失(注)	-	690,899

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
株式	31.5%	-
債券	29.0%	-
共同運用資産	24.1%	-
生命保険一般勘定	10.5%	-
現金及び預金	4.6%	-
合計	100.0%	-

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.02% ~ 1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	-
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	36,177	35,640
合併による増加	287,313	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	-	108,189
退職給付引当金の期末残高	300,927	-

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)	
	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	-
年金資産	1,150,443	-
	361,181	-
非積立型制度の退職給付債務	60,254	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-
退職給付引当金	60,254	-
前払年金費用	361,181	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額（一括償却資産）	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額（税法上）	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254

繰延税金負債		
前払年金費用	210,151	-
その他有価証券評価差額金	159,429	281,720
繰延税金負債合計	369,581	281,720
繰延税金資産の純額	1,571,992	1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円

流動負債	- 千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	9,012,128千円
経常利益	9,012,128千円
税引前当期純利益	9,012,128千円
当期純利益	7,419,617千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭

（注）営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 払戻（純 額） 信託報酬の 支払	100,000 7,080	金銭の 信託	12,366,219
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信 託銀行株 式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託銀 行業	-	-	投資一任 契約の締 結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係

を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容	
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。	
(2) 販売会社	株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	高木証券株式会社	11,069		
	松井証券株式会社	11,944		
	マネックス証券株式会社	12,200		
	楽天証券株式会社	7,495		
	株式会社みずほ銀行	1,404,065		銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社池田泉州銀行	61,385		
	株式会社ジャパンネット銀行	37,250		
	第一勧業信用組合	11,699	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。	

(注)資本金の額...平成30年3月末日現在

第一勧業信用組合の資本金の額の欄には出資の額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

（2）販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

（持株比率5%以上を記載します。）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示することがあります。

(7)交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号」であること。
- ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
- ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。

- ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されている旨。
- ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価(手数料等)の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額(それらの上限額を含む。)またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月27日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本3資産ファンド 安定コースの平成29年12月12日から平成30年6月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本3資産ファンド 安定コースの平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月27日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山野 浩 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本3資産ファンド 成長コースの平成29年12月12日から平成30年6月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本3資産ファンド 成長コースの平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。